

2027年度

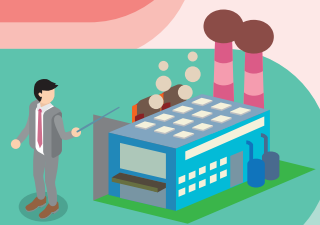
JAM政策・制度要求(案)

2026年8月

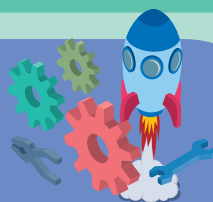
価値を認めあう社会へ



ものづくり産業・中小企業政策



業種政策



金属労協(JCM)とともに
進める政策



連合とともに進める政策：
労働政策・社会政策



防災・感染症対策



ものづくり産業労働組合



2027年度

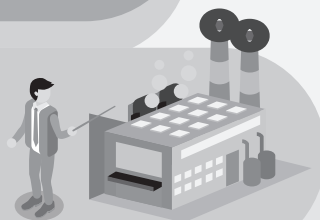
JAM政策・制度要求(案)

2026年 8 月

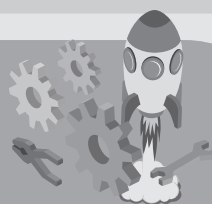
価値を認めあう社会へ



ものづくり産業・中小企業政策



業種政策



金属労協(JCM)とともに
進める政策



連合とともに進める政策：
労働政策・社会政策



防災・感染症対策



ものづくり産業労働組合

JAM

2027年度 JAM政策・制度要求(案)

目 次

I. JAMの産業政策1：価値を認めあう社会へ	4
II. JAMの産業政策2：ものづくり産業・中小企業政策	8
1. ものづくり産業の技能・技術の継承について	8
2. ものづくり現場と教育機関との連携強化	9
3. 工業高校の魅力増進、魅力の発信	9
4. 中小企業振興基本条例について	10
5. 中小企業を守る取り組み	11
6. その他のものづくり産業・中小企業政策について	12
III. 業種政策：業種の課題・業種別部会を中心に進める政策	13
1. 住宅問題に関する取り組み	13
2. 鋳造・鍛造業に関する取り組み	15
3. 自動車・輸送・交通・インフラに関する取り組み	16
4. 工作機械に関する取り組み	17
5. 食糧・農業に関する取り組み	18
6. その他の業種に関する取り組み	18
IV. 金属労協（JCM）とともに進める政策	20
1. グリーン成長戦略・環境問題について	20
2. エネルギー転換に向けた当面の対応について	23
3. 新たな技術への対応について	24

2027年度JAM政策・制度要求（案）は、JAMが主体的に取り組む産業政策である「価値を認めあう社会へ」「ものづくり産業・中小企業政策」、次に、JAMの業種別部会を中心として特定の業種課題に取り組む「業種政策」、同じ機械金属産業の産業別労働組合が集まる「金属労協（JCM）とともに進める政策」や、すべての産業別労働組合が集まる「連合とともに進める政策」、さらに「防災・感染症対策」などをテーマとして分類しています。

JAMの組合員やその家族、すべての労働者の雇用と生活を守り、信頼できる社会を築くため、ものづくり産業や中小企業の職場や地域生活の実態や率直な意見を、組織として共有し、政策・制度要求の取り組みを推進していきます。

V. 連合とともに進める政策：労働政策・社会政策	25
労働政策	
1. すべての労働者への公正な処遇について	25
2. 女性の活躍推進について	27
3. 長時間労働の是正と働き方について	27
4. 妊娠・出産・育児と介護の両立支援について	28
5. 安全衛生の強化と労働災害防止について	29
6. ブラック企業対策について	30
7. 雇用を維持するための制度の充実	31
8. 労働法制等の整備と強化について	31
社会政策	
1. 税制と社会保障のあり方について	33
2. 社会保障サービスの充実について	34
3. 子ども・子育て支援について	34
4. 介護・高齢者対策について	35
5. 医療体制の確立について	36
6. 安心できる公的年金制度について	37
7. 教育環境の確保について	38
8. 学校教育のカリキュラムについて	39
VI. その他：防災・感染症対策	40
巻末資料	43

I

JAMの産業政策1

価値を認めあう社会へ

JAMは「価値を認めあう社会へ」をスローガンとして、公正な取引慣行の実現を恒常的に政策・制度要求の取り組みとして推進しています。優れた技能や技術によって作り出される製品やサービスは、ふさわしい価格で取引されなければなりません。

そのためには、製品の価値（公正取引）と労働の価値（賃金水準）が適正に評価される社会づくりをめざし、独占禁止法や中小受託取引適正化法（以下、取適法）の実効性を高め、優越的地位の濫用（一方的な価格引き下げの強要は、競合他社に対するダンピングを誘発する事態にもなりかねない）の防止、公正な取引、透明な市場の確立が必要です。

また、「製品」と「労働」の価値が毀損されることなく、持続可能なものづくり産業と企業の発展を促進すること、労働者の技能や努力に対する適正な評価を促進すること、同時に、技術や製品の発展だけでなく労働者の健康や福祉、環境への配慮を含めて、社会全体で価値を認めあう文化を醸成しなければなりません。

2026年1月1日に取適法が施行され、適用対象に従業員基準の追加、委託事業者の禁止行為に手形払いの禁止や一方的な代金決定の禁止が盛り込まれました。また、JAMの要請行動により施行日が修正され、春季生活闘争前に価格転嫁の環境整備は進みましたが、制度を周知させ、現場における取り組みを実効あるものとして浸透させることが不可欠であり、実態を踏まえた継続的な取り組みが必要とされています。

JAMのすべての単組が取り組む政策・制度要求として、「価値を認めあう社会へ」の取り組みを推進していきます。

政策・制度要求に関する考え方と要求内容

- 取適法の周知と厳正な執行を確実に進めること。

「取適法（改正下請法）」の概要

法目的		中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護	
適用対象		①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引	
①取引の内容	製造委託	情報成果物作成委託（プログラム）	役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理）
	修理委託		特定運送委託
②規模要件	委託事業者	資本金3億超 資本金1千万超3億以下 常時使用する従業員300人超	中小受託事業者 資本金3億以下（個人含む） 資本金1千万以下（個人含む） 常時使用する従業員300人以下（個人含む）
①取引の内容	情報成果物作成委託（プログラム除く）	役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）	
	委託事業者	資本金5千万超 資本金1千万超5千万以下 常時使用する従業員100人超	中小受託事業者 資本金5千万以下（個人含む） 資本金1千万以下（個人含む） 常時使用する従業員100人以下（個人含む）
義務		禁止行為	
発注内容を明示する義務（発注書の交付）		受領拒否	報復措置
取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）		支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
支払期日（受領後60日以内）を定める義務		減額	割引困難な手形の交付
遅延利息（14.6％）の支払義務		返品	不当な経済上の利益提供要請
※赤色は改正内容		買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
		購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

出典：公正取引委員会HP

- 労務費、原材料費、エネルギー価格などの価格転嫁に関する事例を収集するとともに、望ましい価格転嫁のあり方を示すこと。「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底し、実効性を高めるとともに、価格転嫁の実態を踏まえて内容の改善を図る。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（巻末資料参照）

労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者双方の立場からの行動指針。発注者および受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、本指針記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法および取適法に基づき厳正に対処することが明記されている。

- 適正取引確立のためのルール周知徹底、とりわけ業界団体に加入していない中小企業に対して適正取引に関するルールを周知徹底するため、商工会議所、商工会などの活用を図る。
- 企業のいわゆるバイヤー個人を対象に、適正取引に関する研修会の実施を通じて制度の周知を図り、適切な価格交渉の実効性ある定着を促進する。
- 取適法、業界団体の自主行動計画、政府による業種別「取引適正化ガイドライン」、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等に盛り込まれた規制、行動ルールを項目ごとに整理、情報を一元化し、すべてを遵守できるようにする。
- 中小企業の価格交渉を支援するため、労務費、原材料費、エネルギー価格などの主要項目について、費用推移データの整備や原価計算の簡易ツール等の充実を進めるとともに、その周知を図る。
- 短納期発注や急な仕様変更など協力企業の「働き方改革」を阻害する発注がなされないよう、取適法違反の未然防止策や受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の遵守等を通じて下請取引の適正化を図る。

「振興基準」の主な内容

振興基準

- 振興法（受託中小企業振興法）では、経済産業大臣が委託事業者と中小受託事業者のよるべき一般的な基準として「振興基準」を定めることとしている。
※ パートナーシップ構築宣言では振興基準の遵守が必須。業界団体の自主行動計画にも振興基準の遵守が盛り込まれる
- 振興法は取適法よりも適用対象が広く、製造委託等を行う幅広い取引を対象とする。
- 主務大臣は振興基準に定める事項について、指導・助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨することができる。

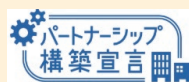
振興基準のポイント

- 取引条件を改善すること
 - ・ 威圧的な交渉をしない
 - ・ 合理性や十分な協議を欠く対価決定をしない
 - ・ 協議の申出には応じる
 - ・ 労務費転嫁指針を遵守する
 - ・ 買ったたきをしない
 - ・ 型の無償保管要請をしない
 - ・ 働き方改革を阻害する取引をしない
 - ・ 納品の検査等の方法を予め協議して定める
 - ・ 受領日から60日以内に現金で代金を払う
 - ・ サプライチェーン全体で支払方法の改善を進める等
- 委託事業者と中小受託事業者の共存共栄を目指すこと
- 発注の改善に努めること
⇒ 契約条件の明確化、知的財産取引の適正化 等
- 価格交渉・価格転嫁のツールを活用すること
⇒ 取引適正化ガイドライン、講習会、価格交渉ハンドブック 等
- 中小受託事業者の連携を進めること
⇒ 振興事業計画の活用 等

出典：中小企業庁HP

パートナーシップ構築宣言

サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの。サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守を宣言し、ポータルサイトに掲載することで、各企業の取り組みの「見える化」を行なう。



- 公正取引委員会や取引Gメンをはじめとする関係省庁担当部門の人員を拡充し、機能・体制の強化と企業への周知を求める。
- 資本金要件等から取適法の対象とならない取引状況について調査し、課題への対応を検討する。
- 労務費の価格転嫁が円滑に進むよう、政府から公表数値（最低賃金の上昇率や春季労使交渉妥結額・上昇率など）を当該年度の「労務費の価格転嫁目安額・率」として相場を示す。
- 取適法において、支払い遅延、買ったたき、減額、利益要請、不当返品などの実体規定に関する違反についても罰金刑を設けるなど、罰則強化を検討する。
- 独占禁止法の優越的地位の濫用に関する課徴金を抑止力の働く水準まで大幅に引き上げるとともに、問題があっても声を上げづらい製造業に対して、実態調査を強化し、申告のない場合でも個別に査察を実施するなど、より踏み込んだ対応を検討する。
- 「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度」の関係者への周知と通報企業・個人の保護を強化する。
- 協力企業からの情報提供・申告等に対し、委託事業者からの取引数量の削減・取引停止などの報復措置をなくすシステムを設ける。
- 公共事業に関する契約について、低価格入札に陥らない適正な価格水準を確保するとともに、契約途中で実勢価格に変動が生じた場合には入札契約を含めて再交渉を徹底するなど、適切な価格転嫁および取引の適正化を推進すること。
- 海外企業との取引における優越的地位の濫用を防ぐため、積極的な情報収集、外国の規制当局との連携など、取り組みを強化する。
- サプライチェーンのなかに国内中小企業の価値を位置づける仕組みづくりを行なう。
- サプライチェーン内全体で価格転嫁の適正化を図るための「取引価格適正統括責任者」（仮称）を創設し、公正取引委員会等の法令・指針遵守の徹底、価格形成の実態調査、取引価格の適正を図るための方針作成を推進させる。
- 国際環境や経済情勢の変化に際して、原材料等の供給が大企業に偏ることや、調達に係る負担増を中小企業だけが負うことのないよう、サプライチェーン全体で適正分配がなされる仕組みを構築する。
- 企業が、サプライヤーを含む関係企業とともに、公正な取引環境の確保など、サプライチェーン全体を通じた人権デュー・ディリジェンスの取り組みを実施・強化できるよう、周知・啓発活動を推進する。また、中小企業においても積極的な取り組みが進むよう、情報提供や支援の充実を図る。

point **<人権デュー・ディリジェンス>**

企業活動における人権侵害を根絶するため、企業が最大限の仕組みづくりと継続的な努力を行なうこと。2011年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」において、提唱された。

日本では、2022年9月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が発表されており、労働組合としては金属労協（JCM）が同年8月「人権デュー・ディリジェンスにおける労働組合の対応ポイント」を策定、JAMでは2024年8月に「中小企業版「人権デュー・ディリジェンス」労働組合の対应手引き」を発行している。

- 公正な取引と労働の価値への適正な評価を社会全体に浸透させるため、労働環境への理解を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮したエシカル消費（注1）を促進する。

用語解説

（注1）**エシカル消費**…その商品を購入することで環境や社会問題の解決に貢献できる商品を購入し、そうでない商品は購入しないという消費活動を指す。倫理的消費。

point **<型に関する問題>**

金型をはじめとする型の取り扱いでは、型の扱いに関する契約についてあいまいな点や、型の破棄・返却、保管費用の目安が無く処理方法について徹底されていない。型の保管料は発注側が負担するなど「型取引の適正化推進協議会」の報告書に従った型取引の適正化推進が必要とされている。政府も、2023年に初めて下請法違反による勧告事例を発表し、公正取引委員会と中小企業庁が連名で無償保管要請の防止について関係業界団体に要請文書を発出している。

point **<受注増・減や短納期発注に対する費用負担の問題>**

メーカーの急遽の増・減産対応による人員確保・生産調整対応や、生産済み製品の納入受け入れ停止に伴う在庫増で、外部貸倉庫の手配や保管場所の確保、そしてその費用負担等が発生している。

ものづくり産業・中小企業政策

JAMのすべての単組が取り組むべき政策・制度要求に位置付けるべき課題として、ものづくり産業・中小企業政策があります。範囲の広い課題であるため、主な要求内容は、ものづくり産業の技能・技術の継承や教育機関との連携、国や自治体における中小企業政策制度策定などとしています。

JAMの多くの構成単組に共通するのは、離職・人材の流出や採用難、職場の高齢化などがあげられます。それらが中小企業の持続的発展や高度熟練技能・技術の継承などを妨げる大きな要因となるため、職場における実態と講ずるべき対策についてJAMとして組織的共有を図り、政策・制度要求の取り組みにつなげていきます。

政策・制度要求に関する考え方と要求内容

1 ものづくり産業の技能・技術の継承について

- 高度熟練技能・技術労働者を社会全体の財産と位置付け、社会的評価の向上と、有効的な活用を求める。
- 地域における「産官学金労言（注2）」の連携のもと、ものづくり技能・技術の維持強化とその支援や、人材育成強化とその支援、地域特性を活かしたまちづくりの推進など地域連携を強化した地域経済・社会の活性化を進める。

用語解説

（注2）**産官学金労言**…（産）産業界、（官）地方公共団体や国の関係機関、（学）大学等の高等教育機関、（金）金融機関、（労）労働団体、（言）メディア

- 技能・技術の継承や人材の確保・育成などについて課題を抱えるものづくり産業の中小企業に対して経済産業省・厚生労働省・文部科学省などの連携を強化し、人材の確保・育成に関する支援措置を拡充する。
- ものづくりに対する熟練技能・技術に関する検定で認定された労働者に対して、政府から直接本人に手当・給付金等を支給する制度を創設する。
- 「ものづくり補助金」制度の要件となる革新性の判断、審査基準などを明確化するとともに、要件緩和を図り、より活用できるように周知徹底する。

- ものづくりマイスター制度（若年技能者人材育成支援等事業）等を活用した工業高校や中小企業での実技指導を促進し、効果的な技能の継承や後継者の育成のために、必要な場所・設備等の提供・支援を行なう。

ものづくりマイスターによる実技指導の実施件数（2024年）

都道府県	実技指導数	都道府県	実技指導数	都道府県	実技指導数	都道府県	実技指導数
北海道	1,441	東京	2,475	滋賀	488	香川	604
青森	578	神奈川	854	京都	207	愛媛	851
岩手	206	新潟	1,617	大阪	1,512	高知	482
宮城	2,184	富山	959	兵庫	1,796	福岡	2,715
秋田	888	石川	2,581	奈良	721	佐賀	1,411
山形	759	福井	1,684	和歌山	2,585	長崎	720
福島	1,063	山梨	1,405	鳥取	360	熊本	4,002
茨城	3,596	長野	1,241	島根	992	大分	268
栃木	1,127	岐阜	1,475	岡山	1,148	宮崎	1,013
群馬	3,896	静岡	2,024	広島	1,146	鹿児島	825
埼玉	3,155	愛知	2,510	山口	2,944	沖縄	2,377
千葉	1,876	三重	1,847	徳島	1,038	全国	71,646

実技指導数は「高卒以上の学校」に対する実技指導の受講者延べ人数 資料出所：厚生労働省
出典：金属労協「2026年産業政策要求」

point <ものづくりマイスター制度の予算と実技指導件数>

2025年に厚生労働省が実施した「ものづくりマイスター」に関する予算は約22.8億円で、前年の20.3億円から増額された。しかし、2019年度の関係予算は約33.6億円であったため、コロナ前の水準に回復しきっていない。活動実績も2019年度は106,733人であったため、コロナ禍前の水準を大きく下回っている。

2 ものづくり現場と教育機関との連携強化

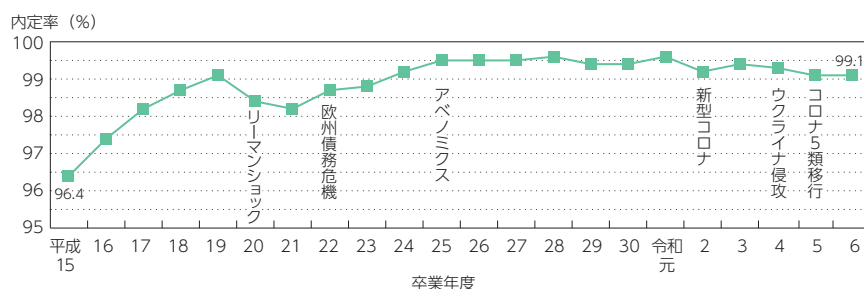
- ものづくりの重要性を認識し、ものづくり現場への就業意識を高めるため、小学校、中学校段階からものづくり教育の履修時間の拡大と内容を充実させるとともに、企業等と連携した職場体験学習、職場見学、ものづくり体験など、多様な学びの機会を拡充すること。
- 教育課程における固定的な性別役割分担意識を見直し、科学技術に親しむ機会の創出、未来を担う中高生たちに理工系の魅力を伝え、理工系への進路選択の支援活動を行なう。
- 自発的な科学への好奇心を育む課外活動の充実を図る。

3 工業高校の魅力増進、魅力の発信

- ものづくり基盤技術振興基本法において規定されている国が講ずるべき施策において、工業高校の魅力向上策を国として行なうことを追加する。また、工業高校に限らず、高校卒業後に技能系人材として働くことの魅力を伝える施策を講ずることを規定する。
- 企業の遊休設備や更新後の不要設備および、工作機械などメーカーが保有するデモ機や展示品の有効活用先として工業高校やものづくり大学に提供する（有償、無償、設置費用などについて予算化する）。また、産学官連携による設備更新のための仕組みづくりに向け、必要な予算の確保を行なう。
- 工業系高等学校での技術実習指導や中小企業における技能・技術伝承に対する技能者派遣事業などへの助成を強化する。また、安全の確保など高等学校の教員に対する技能・技術の指導強化を図る。
- デジタル技術をものづくりの実習に積極的に活用し、デジタル化が進むものづくりへの対応とDXの推進に向け、設備とカリキュラムの充実を図る。
- 工業高校へ進学するためには、教材費を含めると普通高校と比較し学費の負担が大きい。教材など実習に係る費用を全額公的負担とする。

- 工業高校は就職内定率が高く、その多くの雇用先はものづくり産業（製造業）であり、さらに高卒3年以内の離職率では他業種より低い水準となっている。そのような実情を、工業高校が魅力ある進学先として積極的に発信していく。

工業高校卒業者の就職内定率の推移



出典：令和7年3月全日制工業科卒業者の進路状況調査（公益社団法人全国工業高等学校長協会）

- 都道府県立専門高校における産業教育設備を整備するため、国として、産業教育設備の新規購入・更新・修繕に対する新たな補助を創設する。

4 中小企業振興基本条例について

- 「中小企業憲章」（注3-1）に関する国会決議を行なうなど、中小企業の位置付け、中小企業政策の基本理念、政府の行動指針等をより明確にすることにより、中小企業政策の推進を図る。都道府県は市区町村の中小企業振興基本条例（注3-2）の制定に向けた環境整備を進める。また、条文において労働団体の役割や大企業の責任を明確にするとともに、条例にもとづく施策を検証する会議体を設置し実効性を高める。

用語解説

（注3-1）**中小企業憲章**…2010年6月に閣議決定した中小企業憲章は、中小企業の意義を「経済を牽引する力であり、社会の主力である」と位置づけ、基本理念などで中小企業の果たす役割の重要性を述べている。特に、「経済や暮らしを支え」「家族のみならず従業員を守る責任を果たす」「地域社会と住民生活に貢献し」「地域社会の安定をもたらす」といった中小企業の地域や生活における役割が強調されている。

用語解説

（注3-2）**中小企業振興基本条例**…地方自治体が、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興を行政運営の柱とし、地域活性化に取り組むことを明確化するために策定される条例。各自治体によって条文は異なり、具体的な助成措置を定める助成条例のタイプもあるが、自治体の中小企業振興の基本的方針、施策の基本方向、自治体の責務、中小企業者や住民等の役割などの理念的な事項を中心として規定する基本条例のタイプの制定が増えている。

中小企業振興基本条例制定済み地方自治体数（2025年11月）

都道府県	自治体数	条例制定自治体数			都道府県	自治体数	条例制定自治体数			都道府県	自治体数	条例制定自治体数		
		都道府県	市区町村	締結率			都道府県	市区町村	締結率			都道府県	市区町村	締結率
全国計	1,788	803	47	756	44.9%	長野	78	10	12.8%	島根	20	20	1	100.0%
北海道	180	73	1	72	40.6%	新潟	31	28	90.3%	岡山	28	9	1	32.1%
青森	41	6	1	5	14.6%	富山	16	8	50.0%	広島	24	9	1	37.5%
岩手	34	21	1	20	61.8%	石川	20	18	90.0%	山口	20	8	1	40.0%
宮城	36	22	1	21	61.1%	福井	18	5	27.8%	徳島	25	10	1	40.0%
秋田	26	8	1	7	30.8%	岐阜	43	28	65.1%	香川	18	13	1	72.2%
山形	36	22	1	21	61.1%	静岡	36	28	77.8%	愛媛	21	15	1	71.4%
福島	60	37	1	36	61.7%	愛知	55	31	56.4%	高知	35	5	1	14.3%
茨城	45	12	1	11	26.7%	三重	30	4	13.3%	福岡	61	18	1	29.5%
栃木	26	25	1	24	96.2%	滋賀	20	8	40.0%	佐賀	21	7	1	33.3%
群馬	36	29	1	28	80.6%	京都	27	5	18.5%	長崎	22	10	1	45.5%
埼玉	64	28	1	27	43.8%	大阪	44	20	45.5%	熊本	46	18	1	39.1%
千葉	55	23	1	22	41.8%	兵庫	42	25	59.5%	大分	19	19	1	100.0%
東京	63	26	1	25	41.3%	奈良	40	3	7.5%	宮崎	27	4	1	14.8%
神奈川	34	6	1	5	17.6%	和歌山	31	16	51.6%	鹿児島	44	14	1	31.8%
山梨	28	23	1	22	82.1%	鳥取	20	12	60.0%	沖縄	42	14	1	33.3%

資料出所：中小企業家同友会全国協議会より金属労協作成
自治体数は地方公共団体情報システム機構ホームページより（都道府県含む 指定都市の行政区・北方六村は含まず）

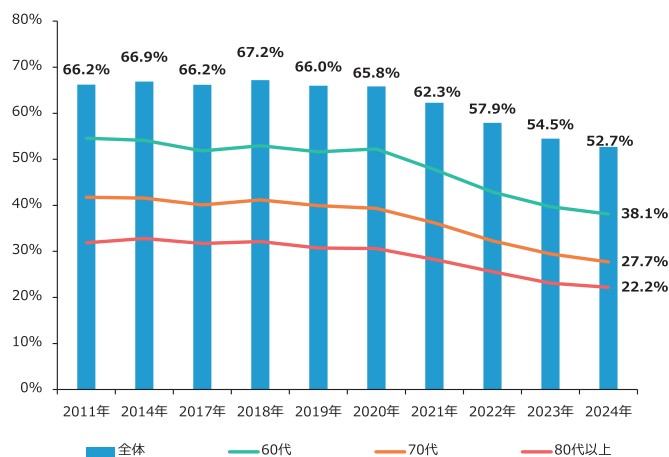
出典：金属労協「地方における産業政策課題2026」

- 中小企業振興基本条例が制定されている自治体において、労働団体の参加と役割が記載されていない場合は、条例に盛り込むよう要請を行なう。あわせて、制定後も基本条例が実効性あるものとするため、運用について常に見直しや検討を行なうための会議体の設置等を求める。

5 中小企業を守る取り組み

- 2024年の調査によると、「全体」として後継者不在率は減少傾向にあり、経営者の年代が「60代」以上の事業者においても同様に減少傾向にあることから、後継者不足の解消が一定程度進んでいるといえる。一方、平成30年度税制改正において10年間限定で大きく拡充された法人版事業承継税制（特例措置）が令和9年12月31日で終了となる。円滑な事業継承の促進に向けて、特例措置の延長を求める。

中小企業における後継者不在率の推移（経営者の年代別）



出典：2025年版 中小企業白書

- 中小企業経営者の高齢化等を踏まえ、円滑な事業継承の促進に向けて「事業継承ガイドライン」の周知や支援策の拡大を行なうとともに、国としてもニーズの掘り起こしをするなどバックアップ体制を強化し、中小企業の枠組みを広げることで企業の成長と、雇用の安定を後押しする枠組みを作る。
- 中小企業総合情報センターを設置するなど中小企業に対するサービスを一元化する窓口である中小企業支援センターの役割を拡充するとともに、中小企業のワンストップ相談窓口である「よろず支援拠点」の活用推進とサービスの向上に努める。
- 中小企業における人材育成や定着を支援するため「リカレント教育や技能伝承」、「社員教育等の研修会」や「福利厚生施策」などについて、地域または複数企業が連携して実施するための支援を行なう。
- 転職を前提とせず、産学が連携して実施する人材育成事業（経済産業省が2024年まで実施していた「高等教育機関における共同講座創造支援事業」など）を一層推進する。また、このようなリスクリングに関する補助金について、リスクリングの成果等を処遇へ反映する枠を拡大する。
- 中小企業における高齢者雇用の促進のため、高齢者の定年引上げ、および肉体的負担軽減のための設備投資などに対する助成金を拡充する。

6 その他のものづくり産業・中小企業政策について

- 企業の価値を棄損しないために経済安全保障推進法の周知と運用で知的財産等の保護の強化を行なう。
- 出向・移籍支援策を強化し、雇用安定センターで出向・移籍支援を実施している大規模なマッチングの仕組み（在籍型出向制度）などを作ることで雇用の安定化と企業の人材確保につなげる。
- 新たな産業技術の確立に向けて、中小企業に対し、企業の内外を問わず広く学習の場を用意するとともに、産官学との連携を図る仕組みを設け、さらに必要な研究資金の支援を行なう。
- 金融機関は、地域経済を支える中小企業等に対してきめ細やかな融資判断を通じた資金供給や支援を行なう。
- 企業の成長の原動力となる、労働者の将来を含めた生活の安定を確保するため、高卒初任給の他、30歳標準賃金を採用時の募集項目に明記する取り組みを行なう。

産業雇用安定センター 出向・移籍等支援事業の活動実績

成立（再就職・出向）の推移

（単位：人）



出典：公益財団法人 産業雇用安定センター

業種の課題・業種別部会を中心に進める政策

JAMには多くの業種に携わる単組が結集しています。

そのなかで、特定の業種に深く関係する政策・制度の課題があり、業種別部会を中心として構成単組における共通の課題に応じて政策・制度要求を議論し、その実現に向けた活動を行なっています。

それら業種の政策について、JAM組織全体として共有します。

政策・制度要求に関する考え方と要求内容

1 住宅問題に関する取り組み

- 高齢者や障がい者など配慮が必要な居住希望者を対象に、行政、関連団体と連携して支援に取り組んでいる住まいのセーフティネット機能の基盤ともいえる「居住支援協議会」をすべての自治体で設置する。
- 居住支援協議会に対し長期で安定した運営支援を行なう。
- 自治体が運営している公営住宅やUR都市機構などの公的住宅で、耐震化・ZEH（注4-1）化を進め、住環境の底上げを図る。
- 高齢者や障がい者などの要支援居住者住宅の省エネ化に対する助成制度を設け、低性能住宅における燃料貧困（注4-2）をなくす。
- 介護保険制度の住宅改修費（助成）を拡充する。

用語解説

（注4-1）**ZEH**…net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家。

用語解説

（注4-2）**燃料貧困**…断熱性能の低い住宅で、冷暖房に大きく依存することにより、光熱費によって貧困状態になる、あるいは食費か光熱費かの選択を迫られる状態のこと。

居住支援協議会とは

低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯など、住宅を確保することが難しい人（住宅確保要配慮者）たちが、民間賃貸住宅等へ円滑に入居できるよう推進する組織です。

不動産、福祉・医療、法律、行政、研究者などの専門家で構成され、主に次のような活動を行なっています。

住まいに関する相談窓口の設置

住宅確保要配慮者や空き家所有者から、住まいや空き家に関する相談対応を行ないます。

入居支援の実施及び空き家活用の促進

地域資源としての空き家の活用と住宅確保要配慮者の円滑な入居促進及び安心して暮らせる仕組みづくりを推進していきます。

広報活動の実施

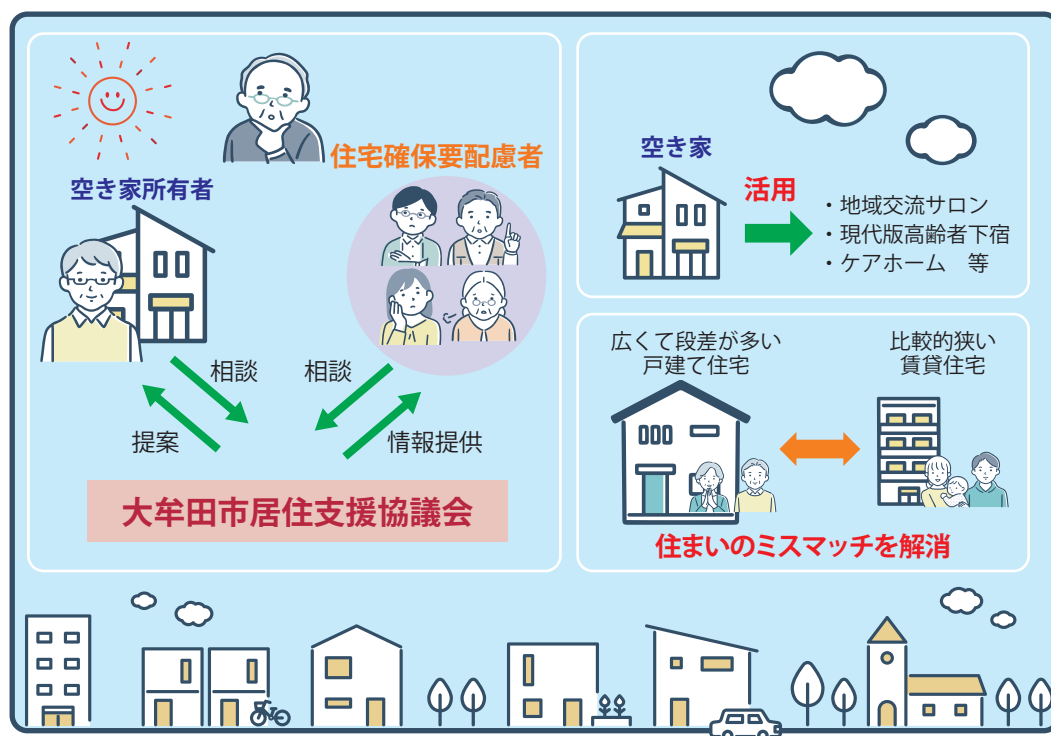
居住支援協議会の活動内容を広く周知し、住宅確保要配慮者の入居支援の促進と空き家活用に対する意識啓発を兼ねて広報活動を行なっていきます。

調査研究等の実施

住宅確保要配慮者に対する理解を深め、住まいを確保後の生活を安定しやすくするため、調査研究等を行ないます。

地域ネットワークの構築

地域に密着した団体や市民との連携を図り、住まいに関する包括的なケアシステムの構築を目指しています。



出典：大牟田市居住支援協議会（福岡県）を元に再作成

- 空き家対策に取り組む行政、および連携している民間主体への支援強化を行なう。
- 地域の自治会等における、空き家の実態把握、情報発信、広報、学習会の開催や空き家活用といった空き家問題の取り組みに対し支援を行なう。
- 倒壊のおそれのある空き家については、自然災害などで近隣住民に危険が及ばないよう対策を行なう。
- 倒壊のおそれのない空き家について、災害時の避難所などへの有効活用を検討する。

- 空き家対策を円滑にするため、専門家への依頼費用や管理費用の助成など、相続登記（注5）に伴う負担軽減策を行なう。

用語解説

（注5）**相続登記**…2024年4月より罰則付きで義務化。背景には全国で2割に及ぶ所有者不明土地があり、東日本大震災の復興事業でも問題視された。現在、登録免許税や、相続手続きが円滑に進まないことを想定し創設された「相続人申告登記」制度により一定の負担軽減が図られているが、手続きには専門家の知見が必要であることや維持管理費用など負担は大きい。

- 空き家対策にとってネックとなる意識の醸成を図るため、学校教育や地域で住まいについて学ぶ機会を提供する。
- 空き家の大量発生による未利用地の点在は、防災・防犯機能を含めた都市活動の効率低下を招く。また、人口規模に見合わない住宅立地エリアの拡大は、インフラ管理などの社会的負担が重くなることで、行政サービスの低下を招く。人口・世帯数減少時代を見据えた都市機能のコンパクト化、空き家発生の抑制による行政サービスの効率化の観点から、住宅の総量規制に向けた検討を行なう。
- 適正な価格で新築・既存住宅を取得できるよう、固定資産税の軽減期間や住宅ローン減税の延長など税制の優遇や費用の補助を行なう。
- リフォームが住宅の資産価値を高め、市場で適正に評価される仕組みづくりを推進する。
- カーボンニュートラル推進のため、家屋等の断熱効率の促進に対する補助金や、税負担の軽減を行なう。
- リフォームの促進で安全なまちづくりを実現するため、耐震、省エネ、バリアフリー、2世帯住宅などのリフォーム減税を拡充する。
- リフォームの活性化について補助金のみではニーズの喚起に至らないため、中古住宅の住宅性能・安全性を維持する政策を求める。

2 鋳造・鍛造業に関する取り組み

- 鋳造・鍛造業の現場では、高温環境下での作業が避けられず、特に近年は気候変動の影響により猛暑日が増加し、作業員の身体的負担も高まっている。安全で働きやすい職場環境の確保は、人材の定着や技能伝承の観点からも重要であることから、現場実態を踏まえた実効性の高い暑熱対策支援制度の確立と必要な予算の確保を求める。
- 粉じんが発生する工程は、粉じんへのばく露によるじん肺など作業員の健康障害につながるおそれがある。個人保護具による対策に加え、粉じんの発生抑制および作業環境改善に資する設備投資を促進するため、集じん設備や換気設備等の整備に対する公的支援制度の充実を求める。
- 作業負担の軽減や働きやすい職場環境の整備は、人材の確保・定着および技能継承の観点からも重要であることから、ロボットや自動機の導入による自動化・省力化ならびに設備更新を促進するための支援制度の充実を求める。
- 鋳造・鍛造業界への理解促進と就業意欲向上を図るため、工業高校・高等専門学校における実践的教育の充実ならびに企業・工場との連携強化を求める。

3 自動車・輸送・交通・インフラに関する取り組み

- 国内自動車市場を縮小させない為の施策として、自動車本体価格の高騰抑制や先進技術搭載車の減税や検査費用の一部補助を行なう。
- 自動車の動力の多様性に向けた研究開発を進め、次世代自動車の主流となる技術を確立する。
- 水素やe-fuel（注6）、バイオディーゼル等の「次世代クリーン燃料」に研究開発費の支援など政策として積極的に取り組む。

用語解説

（注6）**e-fuel（イーフューエル：合成燃料）**…CO₂と、再生可能エネルギーによる水の電解（electric）から得られたH₂を用いた合成燃料で、ガソリンや軽油などの代わりとして期待されている脱炭素燃料。

- 自動車のEV化にあたっては、標準化の促進や国際規格との整合性を図ることでグローバル市場に対応できるよう、技術面の「規格」制定を迅速に行なう。
- 自動車のEV化に伴い、急激な産業構造の変化が予想される。事業転換を余儀なくされるケースが増加することから、地場中小企業の雇用維持、経済の停滞を防ぐことを目的に国の成長戦略や産業政策において支援を明確にする。
- 国内の運転者人口が減少する中、自動車は「本体価格」「維持費」「燃料代」などが高騰し続け、取得・維持しにくい環境となっている。国内自動車市場縮小防止策として、ガソリン税などの二重課税の是正、環境性能割の更なる軽減や重量税の減免の税制対策を行なう。

自動車ユーザーに課されている税



出典：連合 2023年度 重点政策

- 脱炭素化を実現するため、再生可能エネルギーへの転換を進めるとともに充電インフラの整備についても迅速に進める。
- 脱炭素化へ向けて、自動車以外の各種機械産業（小型エンジンを搭載している各種産業機械）の電動化の取り組みに向けた支援を行なう。
- トラック輸送等から鉄道貨物輸送への切り替えによる企業のCO₂削減への取り組みを分かりやすくする「エコレールマーク（注7）」の認知度の向上と鉄道貨物輸送の推進を図る。

用語解説

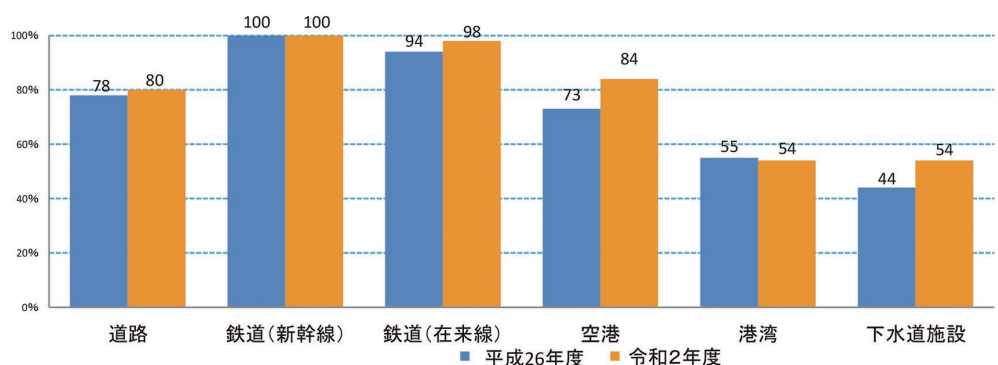
（注7）**エコレールマーク**…自動車から排出される二酸化炭素の量を削減するために、鉄道貨物輸送を一定以上利用している商品・企業に対して付与されるマーク。国土交通省が2005年（平成17年）から認定している。



- 鉄道インフラの海外受注促進のため、システムをパッケージ化するなど対応の強化を行なう。

- 一定期間が経過した橋梁、交通施設、上下水道施設、交通安全施設などについて老朽化対策を行ない破損やそれに伴う事故を未然に防ぐ。

公共インフラ等の耐震化の状況



出典：内閣府 令和5年度防災白書

- 安全確保のため、すべての路線にホームドアを設置するための補助金を求める。
- 現在の警察庁の指針では、耐用年数を優に超えた信号および付帯設備（信号柱等）について、予算の関係上、更新ではなく「延命」の手段となっている。地域の道路状況、人口比率を考慮し、既存の信号すべてを残すのではなく、取捨選択を行ない、適正な更新事業に向けた予算化をする。
- 造船業において、市場原理を無視した特定国に対しての公的資金支援への制限を行なう。
- GHG（温室効果ガス）削減に向けた内外航船に対する政策パッケージへの具体的な明示と支援について要望する。

4 工作機械に関する取り組み

- 次世代の人材育成につながる教育機関への工作機械導入を支援する公的制度を拡充する。
 - ①企業の展示品・デモ機の有償提供
 - ②下取り品等などの無償提供
 - ③輸送費・設置費・保守費用に対する補助
 - ④産業界と教育機関をつなぐ公的マッチングの仕組みの構築
- 国内中小企業の生産性向上につなげるため、工作機械導入における既存の税制優遇措置・補助金制度・助成金制度の継続および上限を拡大する。
- 老朽設備の更新を目的とした補助金制度を新設する。

5 食糧・農業に関する取り組み

- 食料自給率の確保と、農業の多面的機能（地域コミュニティの維持機能、水田の貯留機能等）の維持・発揮を推進するため、農家従事者の減少、高齢化や人手不足に対応するためのスマート農業や自動運転技術の普及を促進し、安定した農家の所得確保に向けた6次産業化や海外展開の支援を推進する。
- 世界的大流行を引き起こす感染症等による、外食産業の営業自粛に伴う産業の冷え込みは、生産者までさかのぼり、それに携わる多くの事業者に影響を与えることから、国内自給率維持のための保障制度をつくる。
- 生産段階から消費段階まで、食品ロスを減らすための生産調整や納入期限・販売期限に関する運用ルールの見直しをする。
- 高付加価値な生産物にふさわしい価格を認めあうことで、活力ある産業とするための施策を整える。
- 食糧危機に対する事前の対策として、転作に伴う飼料米の国の補助の拡充により圃場の保全を行なう。
- 農作物の安定供給、また農業従事者の収入を安定させ、高齢化等による就農者の減少に歯止めをかけるため、指定野菜と同様に農林水産省主導の「指定野菜価格安定対策事業」により、価格が下落した場合に補給金が得られる制度を導入する。

※補給金…補助金的一种で、国家が商品価格への関与によって、生産量あるいは輸出入量を基準として企業等に与える財政援助。

6 その他の業種に関する取り組み

- 職場環境（オイルミスト、油煙などオイル関係）に対する規制値が定められていないため、粉じんと同様の労働安全衛生法およびそれに基づく政令・省令・告示・基準等を要請し、周知する。
- 仕切り、ボール、バタフライ弁など大型バルブの耐用年数について基準の整備を行なう。また、防災関連設備などにおいては、定期的な作動確認と点検を使用者に義務付ける。

point > 大型バルブの耐用年数の基準 <

大型バルブの耐用年数の基準の整備をしなければ利用者より無制限に製品の保証を求められる可能性がある。また、長期にわたり設置したままとなることで、緊急時に動作しないなどの事態が発生することが懸念される。

- レアメタルの回収など、回収システム構築の技術開発等を通じた国内資源循環の推進、回収量の確保は経済安全保障の観点からも重要な取り組みであり、予算面・制度面等での必要な対応策の実施を求める。
- 重量単価での取引について、素材の価格や製造過程の技術料等が適切に反映されるよう行政が主体となって見直しを図る。
- 半導体や電子機器を中心とした供給不足の長期化など不安定な状況について、グローバルサプライチェーンで問題となる政治リスクの回避に向けた対応を求める。

- 日本の電機産業の国際競争力強化のために、海外市場でのビジネス展開、貿易促進の支援、海外進出企業のリスクヘッジなどを含めた国際戦略の策定を行なう。

具体的には、次のことを求める。

- ◇自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）の締結
- ◇関税の引き下げや貿易手続きの簡素化
- ◇企業負担の軽減や産業界や研究機関との国際的な連携の促進
- ◇輸出取引信用保険やポリティカルリスク保険などを政府が提供して、海外リスクを低減することを求める

- 規制環境について、業界の成長を阻害する規制や法律の見直しを行なう。

- ◇環境規制や安全基準の合理化
- ◇知的財産権の保護強化、規制の一元化
- ◇海外での知的財産権の不当な利用に対する取締り強化

- サプライチェーンの安定化を図るために、地政学的リスクへの対応策やサプライチェーンの多様化促進に向けた政府の政策支援実施を求める。

- 医薬品の安定供給と医薬品業界全体の体力を奪っている原因となっており、医薬品メーカーの製造に関わる設備の取引価格の適正化を妨げることにつながる薬価の中間年改定（注8）を廃止する。

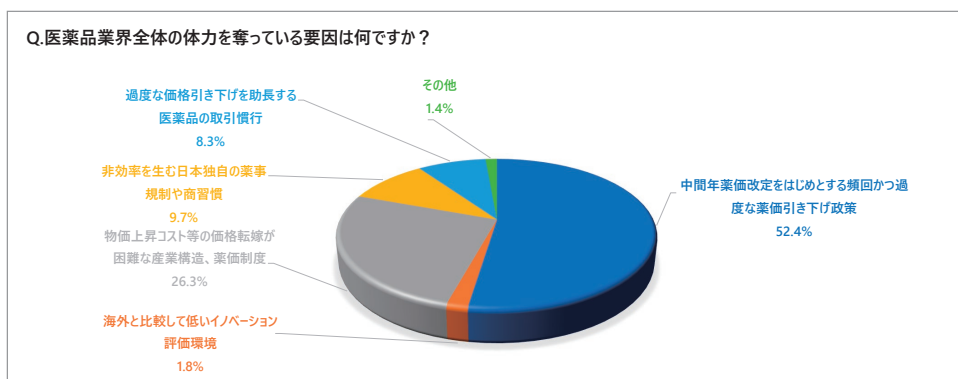
用語解説

（注8）**薬価の中間年改定**…薬価基準で定められた価格は、医療機関や薬局に対する実際の販売価格（市場実勢価格）を調査（薬価調査）し、その結果に基づき改定が行なわれる。診療報酬と同時に2年に一度通常改定が行なわれるが、診療報酬の改定がない年に行なわれる改定を中間年改定と呼ぶ。

中間年改定が医薬品流通に及ぼす影響等にかかるアンケート調査 「医薬品業界全体の体力を奪っている要因」

医薬品業界全体の体力を奪っている要因としては、

「中間年薬価改定をはじめとする頻回かつ過度な薬価引き下げ政策（52.4%）」が過半数を占めた。



出典：ヘルスケア産業プラットフォーム調査結果

機械金属製造業全般における政策

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協・JCM）は、機械金属製造業の5つの産業別労働組合が結集している協議体です。それぞれの産別労組が取り組んでいる政策制度課題について、産別労組が相互に調整しながら金属労協の政策・制度要求として、実現に向けて取り組んでいます。

この項における内容は、機械金属製造業全般における政策制度課題であり、JAMは金属労協とともに推進していきます。

政策・制度要求に関する考え方と要求内容

1 グリーン成長戦略・環境問題について

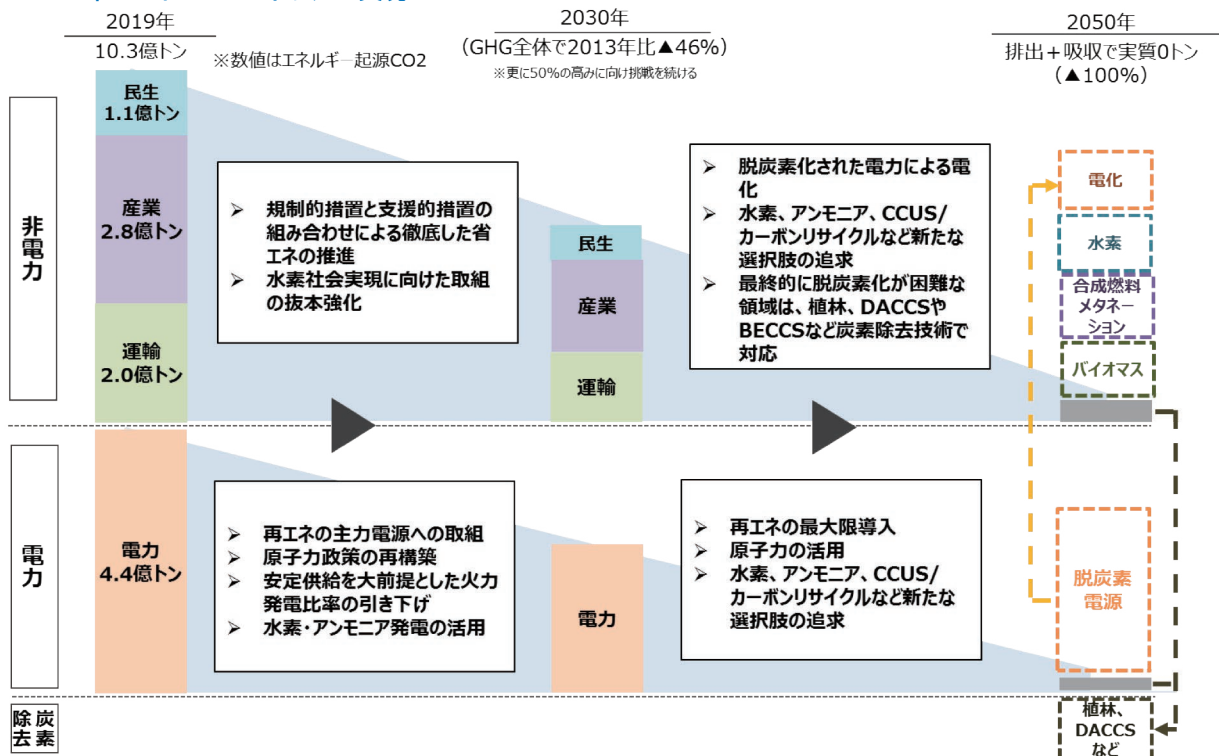
- グリーン成長戦略（注9）の工程表に記載されている水素のコスト低減目標、燃料アンモニアの収熱技術開発を含めた混焼率の向上や専焼化技術の開発については、輸出産業の国内事業の継続、経済成長・グローバル競争力確保の観点から、取り組みを加速する。

用語解説

（注9）**グリーン成長戦略**…2020年12月25日に採択された。同年10月に菅総理が宣言した「2050年までにカーボンニュートラル実現」の目標に基づき、成長戦略会議や、経済産業省、環境省が連携して打ち出した計画。わかりやすくいうと、脱炭素社会を目指して、政府が現時点で考えるエネルギー政策と、これからのエネルギー需給の見通しを2050年までのロードマップとして示しているものであり、同時にこれから成長が期待される産業（14分野）に対し高い目標が設定されている。

- クリーンな次世代燃料（e-fuel）については、国益にもつながる重要な分野であることから、グローバルスタンダードをリードできるよう、技術開発支援とともに、活用拡大に向けた支援に取り組むこと。
- 2026年1月から本格適用されるEUの炭素国境調整措置について、今後の対象品目の拡大などにより、わが国のみが不利益とならないように、関係国、地域に働きかける必要がある。また、カーボンニュートラルに関わる国際ルールの形成にあっては、迅速なカーボンニュートラルの実現を促し、かつわが国の国際競争力を損なうことのないよう、主導的な立場で、積極的に携わることにより国際的な競争条件を確保する必要がある。

2050年カーボンニュートラルの実現

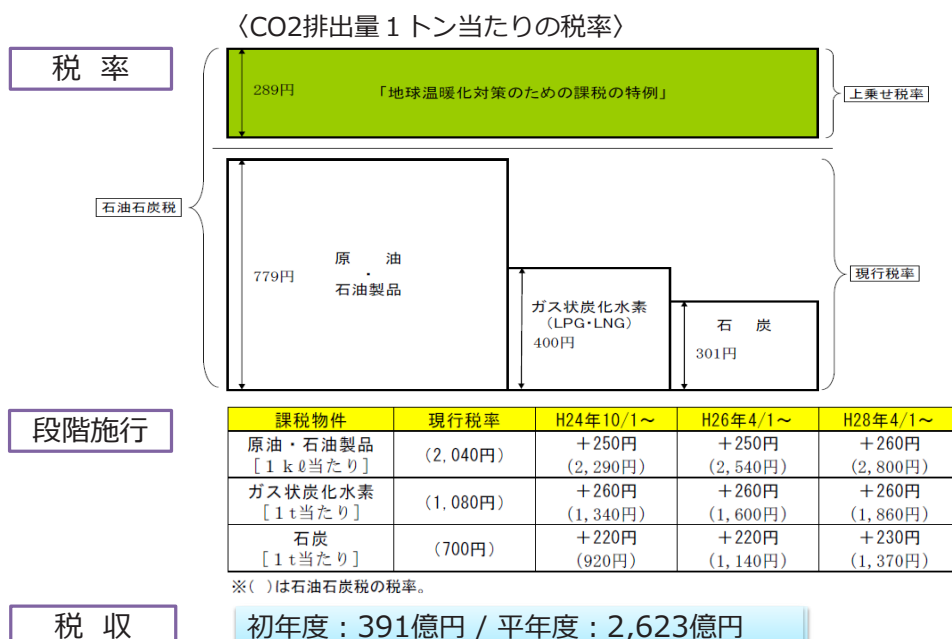


出典：経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

- スマートコミュニティの形成に向けた「脱炭素先行地域」の選定事業について、進捗状況を注視し、進捗が遅れている場合には迅速に追加的な支援策を講じていく。
- 新たなカーボンプライシングの具体的な制度設計にあたっては、排出量取引制度が企業に過剰な負担となることがないように、制度開始後も状況を注視し、見直しを継続すること。石油石炭税や、地球温暖化対策税など既存の類似制度については、複雑な税制とならないよう整理・統合すること。

「地球温暖化対策のための税」について

- 全化石燃料に対してCO₂排出量に応じた税率（289円/CO₂トン）を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ
- 税収は、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO₂排出抑制施策に充当



再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

出典：環境省

日本の化石燃料諸税等の負担水準

- 日本では全ての化石燃料に何らかのエネルギー税制が導入されており、総税収は約4.3兆円（2018年度実績）にのぼる。CO₂排出に対しては、地球温暖化対策のための税（温対税）として上流で賦課している。
※最上流課税である石油石炭税（温対税を含む）の税収は約7,010億円（同）

	税率	2018年度実績
石油石炭税 (温対税を含む)	原油・石油製品：2,800円/kl（うち温対税分：760円/kl） 天然ガス（LNG）・LPG：1,860円/t（うち温対税分：780円/t） 石炭：1,370円/t（うち温対税分：670円/t）	約7010億円
揮発油税・地方揮発油税 (ガソリン税)	揮発油税：48,600円/kl 地方揮発油税：5,200円/kl	約2兆6000億円
石油ガス税	9,800円/kl	約150億円
航空機燃料税	18,000円/kl	約680億円
軽油引取税	32,100円/kl	約9580億円
合計		約4兆3420億円

出典：財務省「平成30年度一般会計歳入歳出決算」「租税および印紙収入、収入額一覧」、総務省「国税・地方税の税収内訳(平成30年度決算額)」

- 炭素国境調整措置（注10）については、製品における炭素集約度計測手法・データの透明性などに課題があり、日本としても国際ルールの形成に積極的にかかわっていく。

用語解説

（注10）炭素国境調整措置…国内の気候変動対策を進めていく際に、他国の気候変動対策との強度の差異に起因する競争上の不公平を防止して、カーボンリーケージを防止するためにとられる措置。一例としては、気候変動対策をとる国が、同じく気候変動対策をとっているが「その程度が不十分な国」からの輸入品に対して、その生産に際して排出された温室効果ガスの量に応じて、課税を行なう国境炭素税などがある。

- 次世代蓄電池・リサイクル技術の開発を加速するとともに、現行のリチウムイオン電池事業についても、将来にわたる蓄電池事業の競争力維持の観点から、企業による投資を支援する。
- 重要鉱物の安定的な確保と資源の海外依存防止に向け、グローバルサウスをはじめとする資源産出国との二国間協定の締結やTPP加入促進など働きかけること。
- レアアースの確保については①レアアース泥採掘の技術開発や、省資源・代替材料の研究・開発支援、都市鉱山のリサイクルに取り組む②リユース資源の海外流出防止のため、リサイクルしたレアアースの国内供給の数値目標を定める③廃炉予定の原子力発電所に設置されている電子機器からレアアースを回収する、などの活動を強化する。
- 製品サイクル評価（LCA）において、CO₂をはじめとする温室効果ガス排出削減のための、技術や製品の開発がもめられており、それに伴う原材料費変更難によるコスト増加などの不利益は企業が被るのではなく、利益を享受する社会全体で負担する体制を構築する。
- マイクロプラスチックによる環境破壊を防ぐべく、工業製品の生産にあたっては、グリーン調達の実現やそれに応える製品開発が可能となるようにする。
- 近年の気候変動は急速な地球温暖化が原因であり、温暖化の主因は温室効果ガスの排出増であると言われていいる。温室効果ガス排出の削減に向け、化石燃料や石油製品に代わる太陽光や洋上風力など再生可能なエネルギーや製品の研究・開発に対し支援を行ない、その普及を促進する。

point <地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和4年6月1日公布)>

(1) 出資制度の創設、監督等に関する規定の整備

温室効果ガスの排出の量の削減等を行なう事業活動に対し、資金供給その他の支援を行なうことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする株式会社脱炭素化支援機構に関し、その設立、機関、業務の範囲等を規定します。

(2) 国の必要な財政上の措置等に関する規定の追加

都道府県および市町村が温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、および実施するための費用について、国が必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする規定を追加します。

2 エネルギー転換に向けた当面の対応について

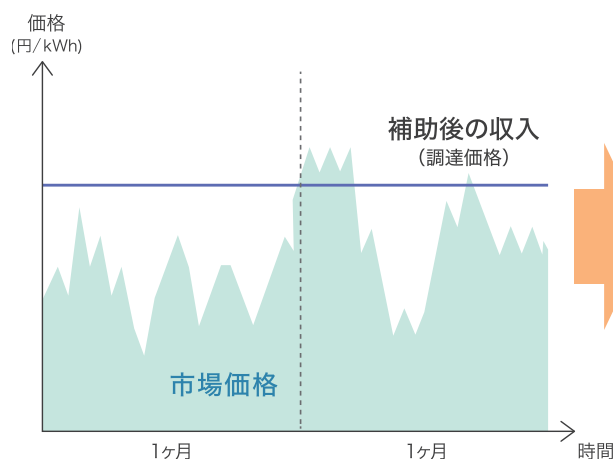
- エネルギー安全保障の確立、電気料金の高騰による産業空洞化・雇用喪失の回避に向け、安定的かつ低廉な電力供給確保をめざす。
- 国産再生可能エネルギーの普及拡大、技術自給率の向上を図ることは、産業競争力の強化に資することから、次世代再生可能エネルギー技術の開発・社会実装を促進する。
- 再生可能エネルギーの導入の加速化と発電コスト引き下げに向け、FIT制度（固定価格買取制度）、FIP（Feed-in Premium）制度の運用期間を明らかにするとともに、価格引き下げ目標を強化していく。

再生可能エネルギー FIT・FIP制度の概要



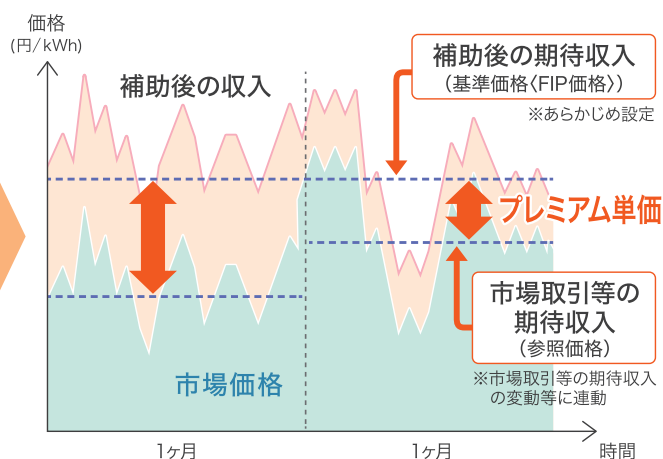
**価格が一定で、
収入はいつ発電しても同じ**

- ⇒ 需要ピーク時（市場価格が高い）に
供給量を増やすインセンティブなし



**補助額（プレミアム）が一定で、
収入は市場価格に連動**

- ⇒ 需要ピーク時（市場価格が高い時）に
蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり
- ※プレミアムは、参照価格に連動して1ヶ月ごとに更新され、
また、出力制御が発生するような時間帯の電気供給には交付されない



$$\text{基準価格} - \text{参照価格} = \text{プレミアム単価}$$

出典：資源エネルギー庁 再生可能エネルギーFIT・FIP制度ガイドブック

- 電力事業者や原子炉メーカーなど、事業者と政府が健全な意思疎通を図ることで合理的な審査を進めるとともに、地元合意の上、安全性が確認された原子力発電所の再稼働をすること。
- 小型モジュール炉、高温ガス炉、高速炉、核融合など、安全性・信頼性・効率性を抜本的に高める新技術については、国際競争力確保の観点からも、迅速な開発と実装に向けて取り組みを強化する。
- 原子力発電産業のこれまで培った技術・技能・人材を絶やさず、サプライチェーンの維持・強化を図る必要があることから、海外への輸出を含め、企業の設備投資や人材確保・育成につながる具体策を示すこと。また、火力発電については、安定供給性や調整力などに優れ、引き続き電力供給に重要な役割を担うことから、温室効果ガスを削減していく将来像を示しつつ、原子力発電と同様にサプライチェーンの維持・強化を図る。

3 新たな技術への対応について

- 先進技術を国として認定し、アピール・補助を行なうことでユニークな製品を開発しやすい環境を整備する。
- AIをはじめとしたIT技術に対して誰もがリテラシーレベルの知識を習得できるよう取り組むこと。
- 日本のAIに関する規制については、まずは企業のAIの利用状況の実態を把握したうえで、EUの「AI整合規則」を参照し、整合・発展させた制度設計を行なうこと。特に、労働者の監視や労働組合活動の阻害等へのAIの利用は禁止すること。これらを検討する際は、雇用や労働条件に大きな影響を及ぼすことから、労働組合関係者を審議会等の委員として参加させること。
- 中堅・中小企業のDX・GXを支援するため、支援機関による伴走支援の仕組みを構築すること。
- 電子取引を促進することで受発注の効率化を図ることは、今後のDXの観点からも必要である。仕様変更や短納期発注などを電子取引で行なうことで書面同等の履歴を残し、契約に基づく適正な経費の算定ができるように導入に向けた支援をする。また電子取引では多くの仕様が存在することから、共通規格化を求める。
- サイバーセキュリティは企業の信用にかかわる重要な項目である。企業の大小にかかわらずサプライチェーン全体での対策を図る必要があることから、国に専門家および費用の補助を要請する。
- 事業構造の転換や業務の変化に対応するため、リスキリング（注11）の推進については、転職を前提としない政策に重点を置くこと。とりわけ、技能系人材のためのリスキリング・アップスキリング施策を充実させる。

用語解説

（注11）**リスキリング**…新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する／させること。（経済産業省 第2回デジタル時代の人材政策に関する検討会（2021年2月26日）資料より）

- 暑熱・重筋作業への対策には莫大な費用が掛かることから、国は該当する助成金を拡大・新設すること。

労働政策・社会政策

日本労働組合総連合会（連合）は、労働政策・社会政策を全労働者や国民・生活者に関わる政策課題として、JAMをはじめとした多くの産別・組織と調整をしながら取り組みを進めています。

JAMはこれらの労働政策や社会政策について、連合の考え方や要求内容を基本として、JAMの実態や意見をふまえ連合とともに実現に向けて進めていきます。

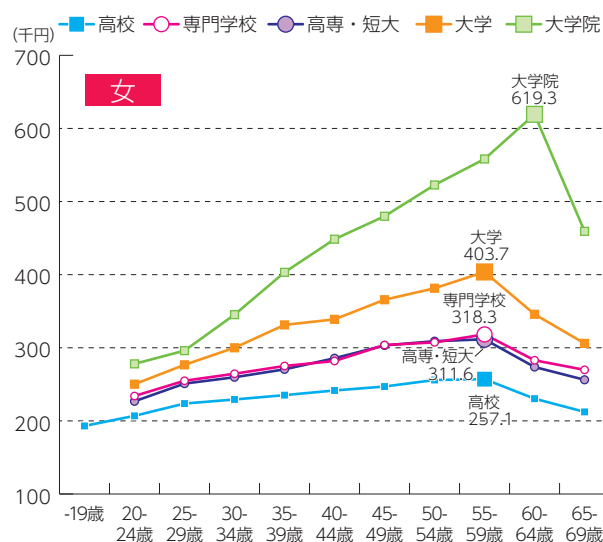
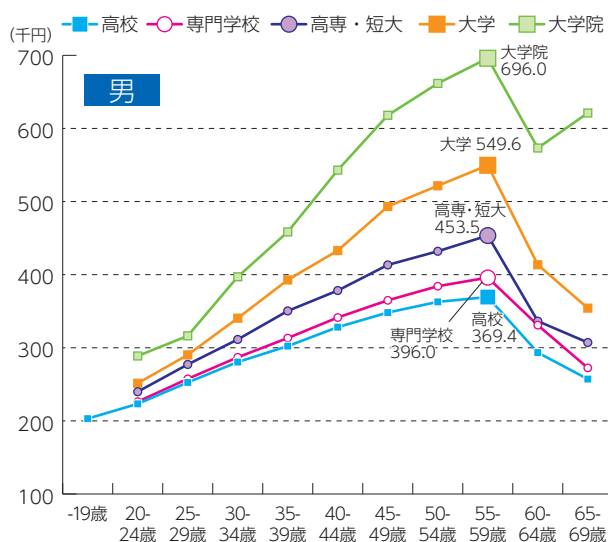
労働政策

政策・制度要求に関する考え方と要求内容

1 すべての労働者への公正な処遇について

- 正規雇用で働く人たちとパート・有期・派遣等で働く人たちとの格差をはじめ、性別、年齢、働き方、雇用形態、グループ企業内など、あらゆる働く者に対して、「同一労働同一賃金」の法整備を早期に実現させ、均等・均衡待遇を確立する。

性別、学歴別の賃金カーブ（2024年）



出典：厚生労働省 政策統計官付参事官付賃金福祉統計室「令和6年賃金構造基本統計調査」

- 同一労働同一賃金に係る法整備の実効性を確保するため、「同一労働同一賃金ガイドライン」を含め、パート・有期雇用労働者のあらゆる待遇差の改善に関し、労使への周知徹底を図る。あわせて、相談・支援体制の一層の充実・強化を図る。

point <同一労働同一賃金ガイドライン>

正社員と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示したもの。

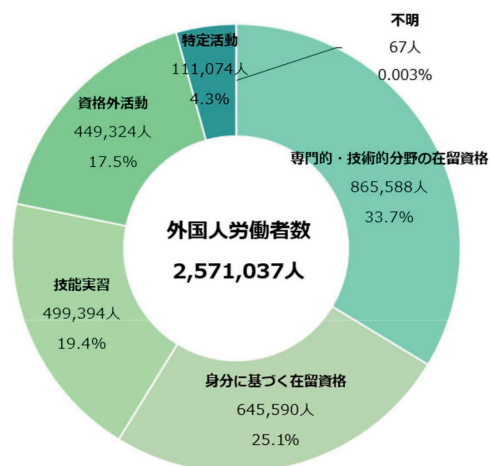
- 障がい者雇用を促進するための支援策や、差別禁止・合理的配慮の提供義務など行政指導を強化し、実効性を高める。

point <障害者雇用促進法での障がい者差別禁止・合理的配慮の提供義務>

障害者雇用促進法では、募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障がい者であることを理由とする差別が禁止されている。また障がいのある方と障がいのない方との均等な機会や待遇を確保するため、また、障がいのある人が職場で支障となっている事情を改善するために、事業主は障害特性に応じた配慮（合理的配慮）をすることが義務となっている。障害者雇用率は、2024年4月から2026年6月まで民間企業は2.5%、2026年7月以降は同2.7%へ。

- 育成就労制度について、外国人労働者の人権の保障、適正な賃金・労働諸条件、良好な職場環境・生活環境を確保するなど、権利保護を強化すること。受け入れにあたっては、産業・企業の生産性向上、国内の多様な人材の活躍、賃金引き上げの取り組みが停滞しないようにする。
- 「専門的・技術的分野」として外国人労働者の就労可能な入管法上の在留資格の安易な拡大や要件緩和は行なわない。
- 就労資格の有無にかかわらず、外国人労働者の労働基本権、日本人と同等の賃金・労働時間その他の労働条件や、安全衛生、労働保険の適用を確保する。

在留資格別外国人労働者の割合

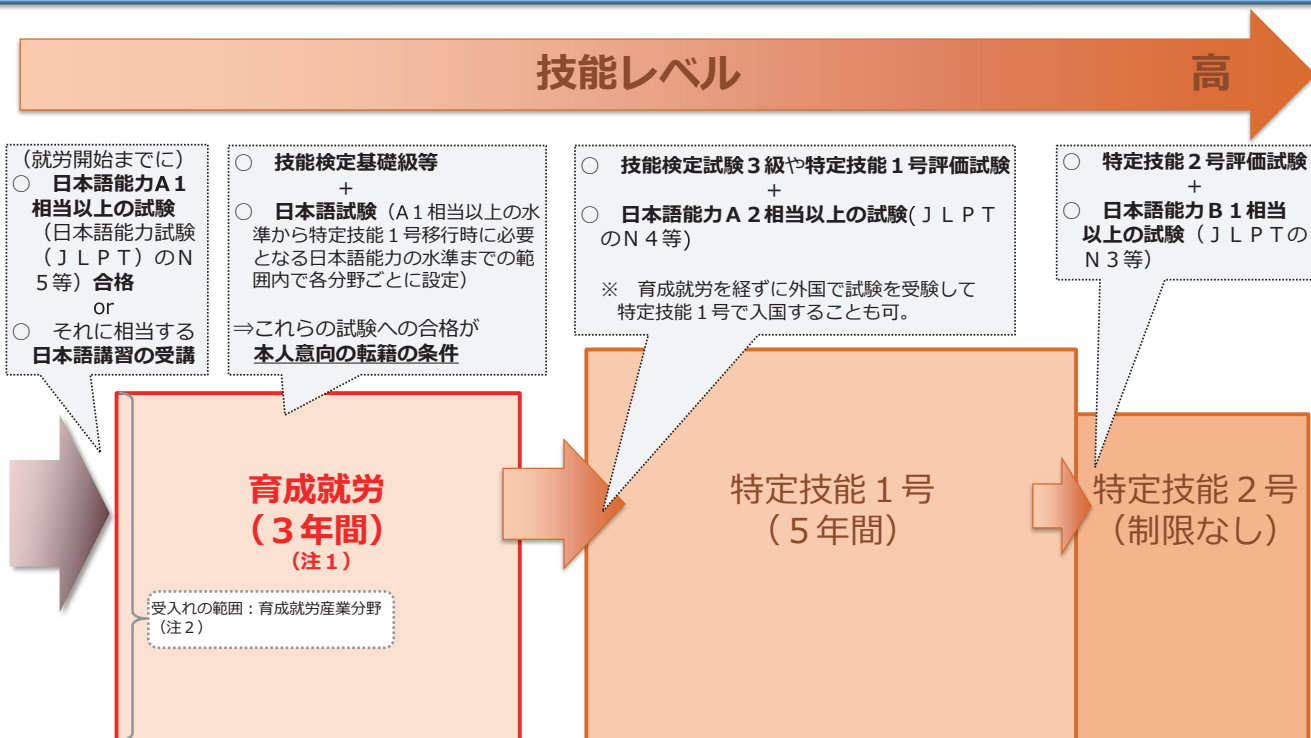


出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

出典：厚生労働省 育成就労制度の概要

2 女性の活躍推進について

- 2036年度末までの時限立法となっている女性活躍推進法の一般事業主行動計画部分については、男女雇用機会均等法の第14条（ポジティブ・アクションに関する条文）に位置づけ、統合する。

point <女性活躍推進法の一般事業主が行なうべき取り組みの流れ>

- STEP 1 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- STEP 2 一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- STEP 3 一般事業主行動計画を策定した旨の届出
- STEP 4 取り組みの実施、効果の測定

- 女性活躍推進法の目的に「人権と性差別禁止に基づいた雇用平等の実現」、「雇用形態に関わらず、働く女性すべてを対象とする格差是正と貧困の解消」、「長時間労働削減による仕事と生活の調和の推進」、「法が女性差別撤廃条約の理念にもとづくこと」を明記する。
- 女性雇用のさらなる推進を目的に、これまで女性がいなかった職場に必要な設備（ロッカー室、トイレ等）の設置に必要な助成を求める。

3 長時間労働の是正と働き方について

- 長時間労働抑止のため、時間外労働の法定割増率を時間外50%以上、休日労働100%以上、深夜労働50%以上に引き上げる。

point <割増賃金>

2023年4月から中小企業でも、月60時間を超える法定時間外労働に対して、50%以上の率で計算した割増賃金が適用された。

- すべての労働者を対象に「休息时间(勤務間インターバル（注12）)規制（原則11時間）」を導入する。

用語解説

（注12）勤務間インターバル…終業から次の勤務の始業までのこと。欧州連合（EU）では1993年にEU労働時間指令を制定し、すべての労働者に対して24時間につき最低連続11時間の休息期間を付与する事を定めた。EU諸国はこれに基づき、国内法を定める事が義務化されている。

- 多くの労働時間規制の適用が除外されている管理監督者については、裁量権の有無等、その定義を法律で明確に定め、すべての労働者の長時間労働の是正を図る。
- 36協定締結時間超の時間外労働に対する罰則を強化する。
- 裁量労働制の対象業務拡大を行わない。
- 高度プロフェッショナル制度は施行後の状況を検証し、対象労働者の働き方や健康確保、対象業務の運用などに問題がみられる場合は、廃止も含めて制度の見直しを行なう。
- 人材不足が顕在化する中、即戦力確保のため経験者採用が増加し、近年の採用状況に変化が見られる。性別・世代問わず家庭的責任を持つ人材が採用されるケースが増えていることから、法定年次有給休暇の最高付与日数を25日に引き上げるとともに、最低付与日数20日に引き上げる。また、6ヶ月の継続勤務要件は廃止する。

- 年次有給休暇の取得促進につながる具体的施策（取得促進に向けた計画などの提出の義務化、取得率良好企業の認定制度の創設）、ILO第132号条約（注13）を踏まえた長期連続休暇の推進を図る。

用語解説

（注13）**ILO132号条約**（一部抜粋）…労働者は1年勤務につき3労働週（5日制なら15日、6日制なら18日）の年次有給休暇の権利をもつ。休暇は原則として継続したものでなければならないが、事情により分割を認めることもできる。ただし、その場合でも分割された一部は連続2労働週を下回らないものとされる。（以下省略）

- 年次有給休暇取得による不利益取り扱いの禁止を労働基準法上明確化する。
- 本人・家族の病気・看護休暇、配偶者出産休暇（5日間）などを新設する。
- テレワークが進んだことから労働時間とそれ以外の区切りを明確にすることを目的に「つながらない権利（注14）」の立法化を検討する。

用語解説

（注14）**つながらない権利**…勤務時間外（休日、休暇日含む）に、仕事上のメールや電話への対応を労働者が拒否することのできる権利のこと。フランスで2017年施行の改正労働法によって定められて以降、イタリア、ポルトガル、ベルギー、オーストラリアなどへと徐々に広がっている。

- テレワークの導入は、単に働く場所の変更のみならず、居住地の制約さえなくなりつつあることから、一極集中の弊害の是正と転勤という概念の変更など、今までの就労概念の変更を求められる事態になった。電気代などの設備や労働時間の管理方法など、労働者の負担が最小限となるよう労使による協議を義務づける法整備をする。

4 妊娠・出産・育児と介護の両立支援について

- 母体保護のため強制休業となっている産後休業期間については100%所得保障をする。
- 男性の育児休業取得促進に向けて、男女が共に育児と仕事を両立しながら、キャリア形成をはかるため、育児休業中の代替要員の確保、職場復帰後のキャリア形成支援などの企業の取り組みを支援する。
- 仕事と不妊治療の両立に必要な支援制度を法制化する。

不妊治療と仕事との両立がしやすい環境整備に取り組む企業を認定（令和4年4月～）



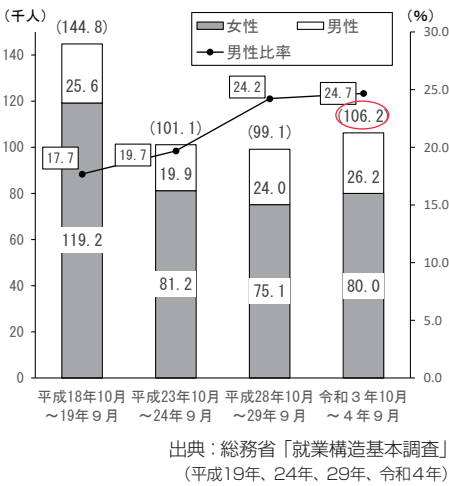
くるみんプラス…厚生労働省で、改正次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）施行規則により、新たに設けられた「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業の認定制度。

同制度は、次世代法に基づき、「くるみん」等の認定を受けた企業が、不妊治療と仕事との両立にも積極的に取り組み、一定の認定基準を満たし

た場合に、3種類のくるみにそれぞれ「プラス」認定を追加するもので、「くるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」「トライくるみんプラス」と称する。

- 労使の主体的な判断のもと、積極的に子ども・子育て支援新制度の地域型保育の運営基準を満たし、地域の子どもを受け入れる体制をつくるとともに、適切なワーク・ライフ・バランスが確保できるよう努める。
- 育児・介護など、多様な労働者のニーズに応じて、フルタイムの正社員と転換可能な短時間正社員制度の導入が進むよう支援を拡充する。
- 介護休業期間の延長（93日⇒1年）と分割回数制限なしを求める。
- 在宅介護を行なう場合は、介護休業期間の延長ができるよう、特例をつくる。
- 介護休業取得中の保険料について、育児休業時と同様に社会保険料の免除制度を導入する。

介護離職者数の推移



5 安全衛生の強化と労働災害防止について

- 安全委員会・衛生委員会の設置義務をすべての事業場に拡大する。衛生委員会の設置基準について、当面は現行の50人以上から30人以上に変更する。さらに、事業場内協力企業を含めた「合同安全衛生委員会」を義務化する。

労働安全衛生法上の安全委員会、衛生委員会の設置基準

	業種	常時使用する労働者の数	安全委員会	衛生委員会
1	林業、鉱業、建設業、 製造業の一部（木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業）、運送業の一部（道路貨物運送業、港湾運送業）、自動車整備業、機械修理業、清掃業	50人以上	必要	必要
2	製造業（1以外） 運送業（1以外） 電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	100人以上	必要	必要
		50人以上100人未満	義務なし	必要
3	1と2以外の業種	50人以上	義務なし	必要

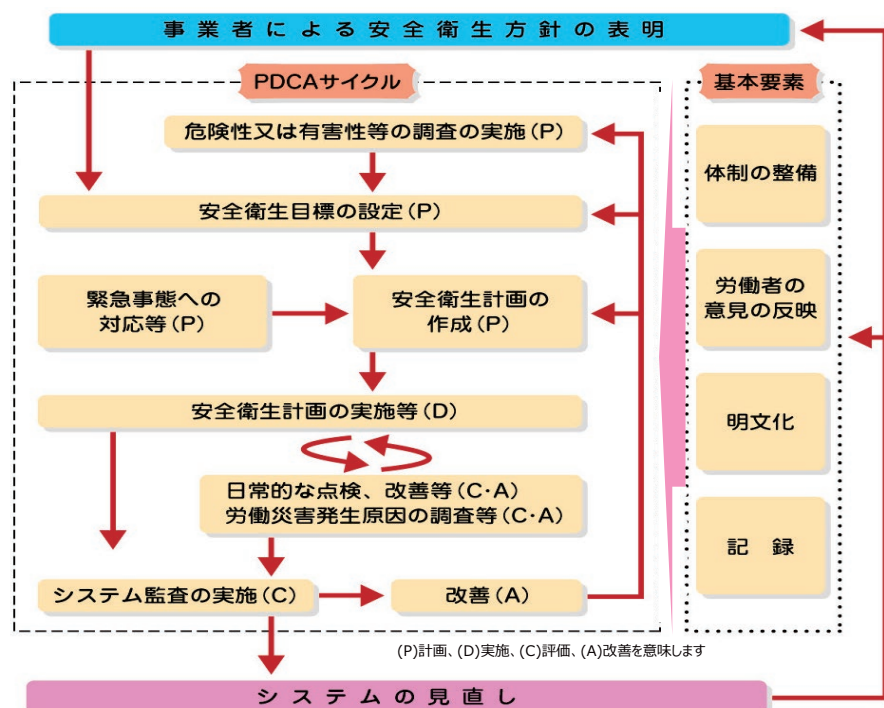
出典：厚生労働省 安全衛生に関するQ&A

●労働災害を未然に防止するためのリスクアセスメントを推進する。また、防止対策の中に感染症への対応も労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に明記する。

●ストレスチェックについて、新たに義務化された労働者50人未満事業場を含む、すべての事業場で確実に実施されるよう、事業者や労働者などへの周知・指導を行なうとともに、必要な支援を実施する。

●心理的安全性を高め、誰もがいきいきと働くことができる職場環境を整備するため、人種、性別、国籍、年齢、障がい、性的指向、性自認などを含むハラスメント全般に関する教育、未然防止、問題解決を協議・実施する労使委員会を設置する。また、安全衛生委員会同様に、この労使委員会の設置の義務化を求める。

労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）全体の業務フロー



出典：厚生労働省・中災防 労働安全衛生マネジメントシステム

6 ブラック企業対策について

●過労死問題や若者の使い捨ての疑いがある「ブラック企業（注15）」問題に対しても適切に対処するため、労働行政を充実・強化する。

用語解説

（注15）**ブラック企業**…厚生労働省においては定義していないが、一般的特徴として、①労働者に対し極端な長時間労働やノルマを課す、②賃金不払残業やパワーハラスメントが横行するなど企業全体のコンプライアンス意識が低い、③このような状況下で労働者に対し過度の選別を行なう、などと言われている。（労働条件に関する総合情報サイト・厚生労働省より）

●職場を守るため、M&Aを含めた企業再編の結果、健全で良好な労使関係を否定する「ブラック企業」とならないために、団体交渉の促進や支援体制を強化する。

●ILOが提唱する基準（労働監督官1人あたり最大労働者数1万人）まで司法警察職員たる労働基準監督官を増員し、監督体制の抜本的強化によって、労働基準監督行政の取り締まり強化を図る。

point <労働基準監督官>

労働基準監督年報によると、2024年度の全国の労働基準監督官数は3,122人となり前年度に比し10人増。また、総務省統計局の労働力調査（基本集計）によると、2026年1月時点の雇用者数は6185万人。結果、雇用者2万人につき監督官1人の現状。また、全国の企業数は2021年6月時点で368万4049社となっている。（総務省・統計局「経済センサス-活動調査」より）

7 雇用を維持するための制度の充実

- 経済状況の変化に対応し雇用維持に高い政策効果を持つ雇用調整助成金（注16）を堅持する。

用語解説

（注16）**雇用調整助成金**…経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を助成する制度。「労使間の協定」に基づき、「雇用調整（休業）」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するもの。また、事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も、雇用調整助成金の支給対象となる。

- 雇用調整助成金については、雇用失業情勢の変化や甚大な自然災害による経済上の理由で事業活動が縮小した場合、経済への影響の程度等に応じて要件を緩和するなど、機動的に運用する。
- 雇用調整助成金の受給申請において、虚偽の報告（労働者へ休業手当が支払われていなかったなど）を行なった企業への罰則を強化する。

point <雇用調整助成金の不正受給>

不正受給の場合、

- ・ 不正発生日を含む判定基礎期間以降の金額
- ・ 不正受給額の2割相当額（違約金）
- ・ 年3分の延滞金

の合計額を返還請求され、不正受給から5年間、雇用関係助成金（不正受給を行なった以外の助成金を含む）は受給できず、全額返納されていない場合は延長される。

- 労働移動支援助成金については、支給要件の見直しを行ない、離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職支援に必要な場合のみ適用させるなど、運用を厳格にする。

8 労働法制等の整備と強化について

- 若者雇用促進法では、募集・求人の申し込みをする際の職場状況の情報提供で義務とする項目を増やし、より幅広く情報を提供するように見直しを行なう。また、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの機能強化を行なう。
- 高齢者の職場環境整備を行なう事業主に対する助成措置等を拡充する。高齢者の継続雇用や定年引上げなどに対する助成金を継続する。

point <高齢者の継続雇用や定年引上げに関する現行の助成金制度>

（1）特定求職者雇用開発助成金

60歳～65歳未満の高年齢者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者等として雇い入れる事業主に対して助成するものであり、これらの方の雇用機会の増大および雇用の安定を図ることを目的としている。

（2）65歳超雇用推進助成金

高年齢者が意欲と能力のある限り年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を実現するため、65歳以上への定年引上げや高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者の無期雇用への転換を行なう事業主に対して助成するものであり、「65歳超継続雇用促進コース」「高年齢者評価制度等雇用管理改善コース」「高年齢者無期雇用転換コース」の3コースから構成されている。

- 労使紛争の解決機関の整備と社会保険労務士の不適切な介入を規制する。

point ＜社会保険労務士の不適切な介入＞

2005年の社会保険労務士法改正によって、社労士が団体交渉に不当に介入することで問題が生じている。また、脱法指南などを行なう社労士が社会問題化し、一部で「ブラック社労士」とも指摘されている状況がある。こうした事態を踏まえ、連合は2016年4月、「正常な労使関係を損なう社会保険労務士の不適切な行為に対する連合の取り組み」を確認し、作成した当該方針の手引きを地方連合会・構成組織へ展開。

- 公労使の三者構成原則の重要性を再認識し、労働政策審議会の一層の強化を図る。
- 事業譲渡、合併など、あらゆる事業再編において、労働組合などへの事前の情報提供・協議の場の設置を義務付ける必要があるとともに、事前に情報共有することを法制化する。

企業組織再編の権利義務の承継方法の違いと労働問題

形態		承継の方法	雇用の承継	労働者の拒否権等	労働条件
事業の 移転	合併	【包括承継】 すべての権利義務が存続会社（または新設会社）に承継される。	雇用は、存続会社等によって承継される。	想定されない。	退職金・年金を含む労働条件はそのまま承継。合併前後に、労働条件調整・統一、切下げ問題が起こりうる。
	事業譲渡	【特定承継】 譲渡会社と譲受会社の合意の範囲で権利義務が承継される。	譲渡会社と譲受会社間で承継対象に合意した労働者のみが承継。原則として譲受会社に雇用承継を求められない。ただ認められる事案もある。	雇用の承継には労働者の同意が必要（民法625条）。労働者は、承継を拒否できる。	両者間で労働条件の合意がなければ、譲受会社の労働条件が適用される。退職金の清算処理・通算処理の選択、年金の統合問題が起こる。
	会社分割	【部分的包括承継】 分割契約書（または分割計画書）に記載の権利義務がすべて承継され、記載がないと承継されない。	分割契約書等に記載のある労働者は、承継される。承継事業の主従事者でありながら、記載のない労働者は異議申出により承継される。	承継事業の主従事者でない労働者は、分割契約書（分割計画書）に記載されても、異議申出により分割会社に残ることができる。	労働条件（退職金・年金を含む）はそのまま承継され、その一方的切下げは不可。ただし、分割後時間経過により労働条件切下げが起こりがち。
株式の 移転	株式買収	実質的な経営者（親会社）の交代が生じうる。	雇用（労使）関係に変化はないはずだが、新経営陣が、整理解雇・雇止めや労働条件の切下げ等のリストラを実行する恐れがある。雇用承継の問題は生じず、拒否権も想定されない。		

出典：徳澄堅治「中小・小規模M&Aにおける労働者保護」（2021）、D10、公益財団法人連合総研、No.367、p.23を基に連合作成

- 金融商品取引法のインサイダー取引規制（注17）への過剰反応により、団体交渉などにおける労働組合などへの経営情報の提供が阻害されないよう、法の理解促進、周知徹底を図る。

用語解説

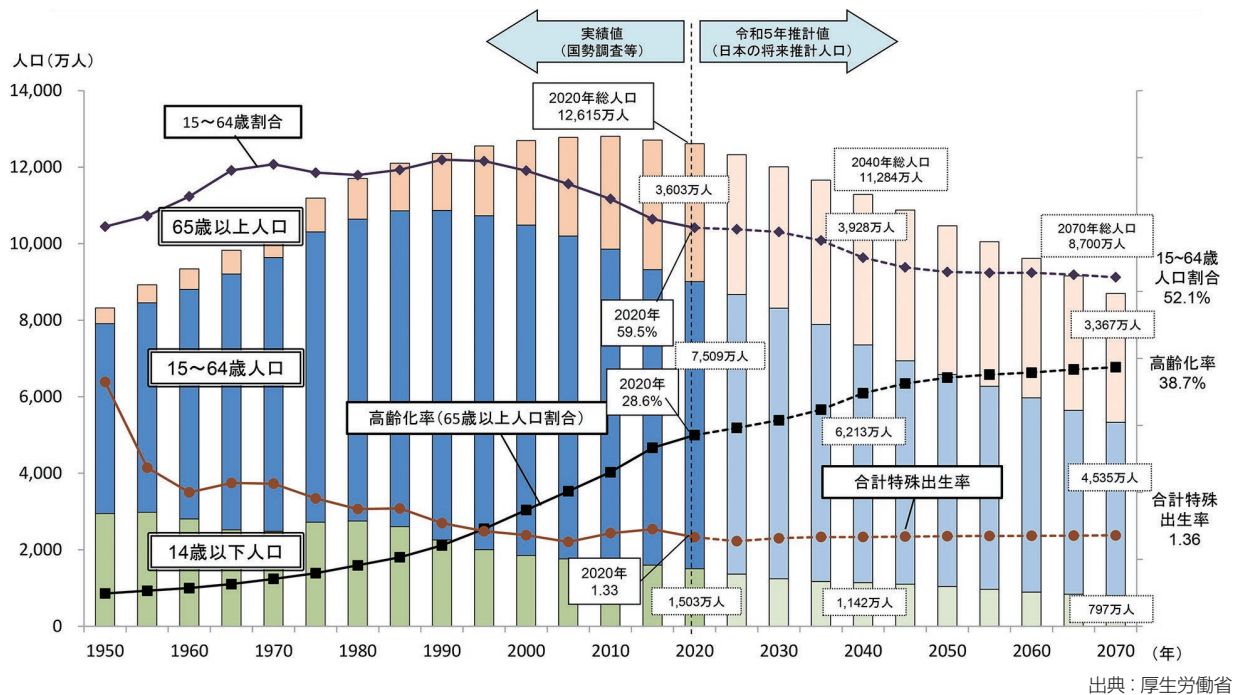
（注17）**インサイダー取引規制**…株式売買についてのインサイダー取引規制の概要は、①上場会社の役員等々の会社関係者（会社関係者でなくなった後1年以内の者を含む）が、②その会社の業務等に関する重要事実（例えば、その会社が新株発行を行なうことを決定した事実や、その会社の決算予想値に大幅な修正が生じた事実等）を、③自身の職務等に関して知った場合、④その重要事実が公表される前に、⑤その会社の株式の売買をしてはならない、というもの。
※会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者についても同様（金融商品取引法第166条）。また、公開買付者等関係者の禁止行為も同様の構造（金融商品取引法第167条）。

政策・制度要求に関する考え方と要求内容

1 税制と社会保障のあり方について

- 財政再建は、増税や一律的な歳出削減による財政赤字削減のみ先行させるのではなく、本格的な人口減少・超少子高齢社会に突入することを前提にした、社会保障の安定・充実のための財源確保と中長期的な財政健全化を強く意識した財政構造の抜本改革を実施する。

日本の人口の推移



- 雇用創出・安定化、社会保障制度改革による生活・将来不安の解消、地域活性化・中小企業支援策実施等の政策に重点を置き、内需主導による自律的な経済成長を実現する。
- 法人税率の引き下げを行なう場合、引き下げ分が企業における国内投資や雇用・所得の拡大に充てられることおよび代替財源の確保を大前提とする。
- 外形標準課税（注18-1）の中小企業への適用拡大は行なわない。中小企業については、雇用安定化を図るため、雇用安定控除（注18-2）を拡大（比率引き上げ）する。

用語解説

（注18-1）**外形標準課税**…2004年度以後、法人事業税のうち、資本金1億円超の普通法人には、収益配分額（報酬給与額、純支払子および純支払賃借料の合計額）と単年度損益との合計額を課税標準とする付加価値割と、資本金等の額を課税標準とする資本割からなる外形標準課税が課される。

用語解説

（注18-2）**雇用安定控除**…収益配分額のうち、報酬給与額の占める割合が70%を超える法人については、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。これは、外形標準課税導入に対する緩和措置の1つとして、報酬給与額の割合が高い法人の付加価値割の税負担額を軽減するもの。この雇用安定控除が導入されたことにより、雇用の安定や雇用の促進等を図った法人の方が、税負担が少なくなる仕組みとなった。（雇用安定控除額＝報酬給与額－収益配分額×70%）

- 特定支出控除は、給与所得者の必要経費の実情にあわせて、自動車関係費・能力開発のための費用や労働組合費等を対象項目として追加・拡大する。

2 社会保障サービスの充実について

- 社会保障分野の人材確保を進めるため、医療・介護・健康・福祉・子育て分野等を魅力ある産業とし、総合的、専門的な人材確保・育成制度の整備、労働条件の改善を進める。

point <診療（介護）報酬改定>

令和8年度の診療報酬改定では、+3.09%（R8年度及びR9年度の2年度平均。R8年度+2.41%、R9年度+3.77%）となり、うち、賃上げ分は+1.70%（2年度平均。R8年度+1.23%、R9年度+2.18%）。医療現場での生産性向上の取り組みと併せ、R8・R9にそれぞれ3.2%（看護補助者、事務職員は5.7%）のベアを実現するための措置等が盛り込まれた。介護報酬は令和9年度改定を待たずに期中改定を実施し、+2.03%。

- 近隣の都道府県や近隣の自治体が連携し、医療や介護、子育てなど支援を必要とする人が、どの地域でも無理なく利用できるような支援体制を構築する。
- 国民が将来に備えた社会保障でカバーできない部分について行なう自助努力に対して、税制での支援を積極的に拡充・改善する。遺族、年金、医療、介護、地震の保障にかかる各種保険控除の拡充を図る。

3 子ども・子育て支援について

- 妊婦検診や乳児検診の周知を徹底する。
- 乳幼児健康診査や就学時健康診断において保護者への相談支援を行なう。
- 母子・父子自立支援員を中心とした訪問支援（アウトリーチ）型の相談員体制を一層整える。
- 地域における、ひとり親家庭への支援メニューや支援施策のさらなる周知、広報対策、利用を促進する。
- ひとり親家庭、ヤングケアラー（注19）など、多様で複合的な課題を抱える世帯や人への総合的な支援を充実させる。

用語解説

（注19）**ヤングケアラー**…本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行なっている子どものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。

- ひきこもり地域支援センターの設置を促進し、同センターの周知を図る。

point <ひきこもり地域支援センター>

2024年3月31日時点で、47都道府県+20指定都市+32市区町村に114のセンターが設置されている。1つの県に1か所のみの地域が22県。

- こども園・幼稚園・保育園の施設の増設および処遇改善による人材確保対策を促進する。幼稚園教諭・保育士等の配置基準を改善し、労働環境の改善と質の向上を図る。

point <幼稚園教諭と保育士の配置基準>

幼稚園教諭：1学級あたり専任教諭1人（1学級の幼児数は、令和8年4月1日から原則35人以下→原則30人以下に引き下げ）
 保育士：0歳児の児童3人につき1人、1～2歳児の児童6人につき1人、3歳児の児童15人につき1人、4～5歳児の児童25人につき1人。

4 介護・高齢者対策について

- 寝たきり・認知症予防やレスパイトケア(注20)、遠距離介護などにかかる総合相談窓口や支援体制を充実させる。

用語解説

(注20) **レスパイトケア**…在宅で乳幼児や障がい者（児）、高齢者などを介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。また、そのようなサービスのこと。

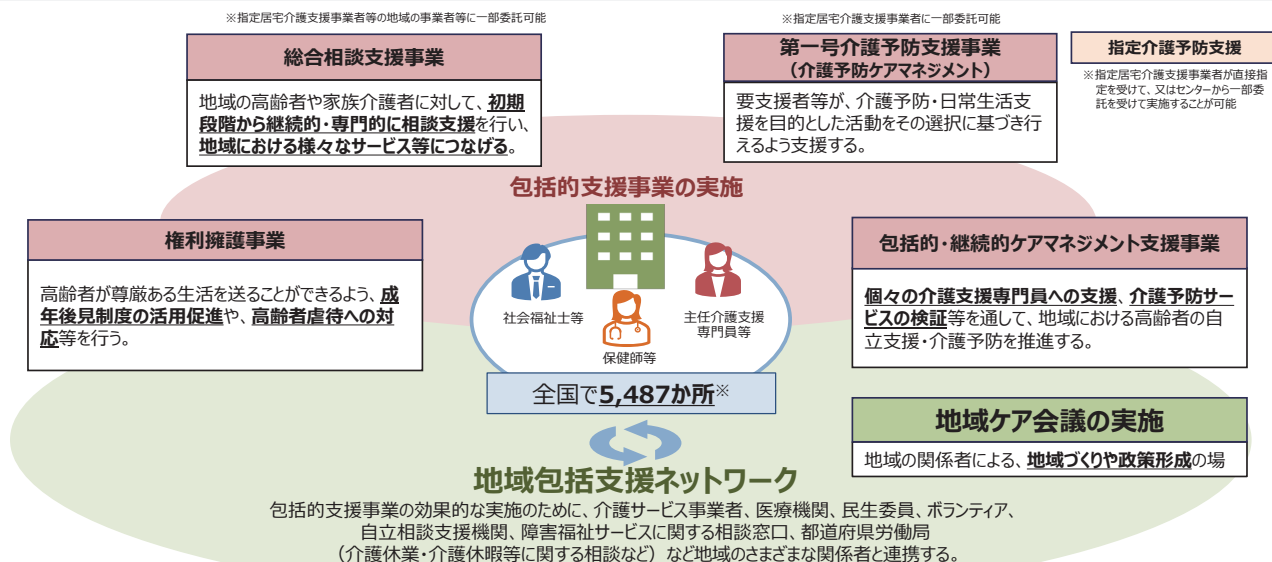
- 国は、仕事と介護の両立支援を強化する観点から、職場における介護に関する従業員からの相談対応や法定および社内の両立支援制度の周知、介護保険制度に関する情報提供を徹底するため、「職業家庭両立推進者」の活用を促進する。
- 介護保険制度を、介護を必要とする様々な人を対象とした総合的・普遍的な制度へ発展させるため、被保険者・受給者の範囲を拡大する。現行、40歳以上とされている介護保険の被保険者・受給者の範囲は、18歳未満を除くすべての医療保険加入者とする。
- 介護が必要な高齢者だけではなく、高齢の単身者・夫婦のみの家庭などへの日常の支援（見守り支援等）を含め、医療・介護・疾病予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム(注21)）の確立と機能を充実させる。

用語解説

(注21) **地域包括ケアシステム**…要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。地域包括ケアシステムは、それぞれの地域の実情に合った医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制をめざしている。

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること**を目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）



（※）厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課調べ、令和7年4月現在。加えて、地域の実情に応じて在宅介護支援センターとも協働のもと、ランチやサブセンターが設置されている。
 ・ランチ：1,567か所（本体のセンターとの連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受け付け、センターにつなぐための窓口）
 ・サブセンター：320か所（本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所）

出典：厚生労働省

5 医療体制の確立について

- 医療費負担の公平性を図るため、年齢別から負担能力に応じた負担のあり方へ転換する。
- すべての人に予防・健康づくりの重要性を周知し、地域社会全体で生活習慣の改善、心身の健康維持・増進に向けた取り組みを加速する。
- 感染症領域の医薬品研究開発を積極的に実施する企業を増やし、危機管理医薬品の国内の研究・開発体制を整備する。
- 合理的な国内供給能力と特定国・地域に依存しない多角的供給能力の向上で、医薬品の安定供給体制を確立する。

point <医薬品の安定供給の重要性>

医療現場（特に手術の実施）における感染症予防・治療のためには抗菌薬の使用が不可欠である。その供給が途絶すると、感染症の治療や必要な手術の実施ができなくなる等、国民の生存に直接的かつ重大な影響を及ぼすおそれがある。中でも注射用抗菌薬に多く用いられるβラクタム系抗菌薬は、採算性等の問題から、その原材料のほぼ100%を中国に依存している。2019年、製造上のトラブルにより中国からの原薬の供給が途絶した際、一部の医療機関において手術を延期したなどの深刻な事例が発生した。早急に安定供給確保のための措置が必要である。

- 安全な医療体制を整えるため、医療の現場で働く人たちの労働時間の改善や勤務間インターバルの確保など、医療従事者の健康確保に対する支援・指導を強化する。

6 安心できる公的年金制度について

- 基礎年金の財政基盤を抜本的に強化する。基礎年金の給付は、現行どおり老齢、障がい、遺族の各給付とし、基礎的消費支出（注22-1）に相当する給付水準の確保をめざす。その上で、社会保険料など非消費支出（注22-2）の増加を踏まえた水準の引き上げについても検討する。

用語解説

（注22-1）**消費支出**…いわゆる生活費のこと。日常の生活を営むにあたり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額。

用語解説

（注22-2）**非消費支出**…税金や社会保険料など原則として世帯の自由にならない支出。

- 厚生年金は引き続き社会保険方式とし、すべての雇用労働者に適用する。また、自営業者等の所得比例年金の創設に向け、マイナンバーやインボイス制度（注23）の早期導入等による所得補捉を徹底し、厚生年金と自営業者等の所得比例年金との一元化をめざす。

用語解説

（注23）**インボイス制度**…取引ごとに税率を区分した請求書（適格請求書）のこと。

point

<厚生年金の対象者（被保険者の範囲）>

臨時に使用される人や季節的業務に使用される人を除いて、就業規則や労働契約などに定められた一般社員の1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数の4分の3以上ある従業員。また、4分の3未満であっても、3つの資格取得要件（①週の所定労働時間が20時間以上、②賃金の月額が8.8万円以上、③学生でない）すべてを満たす短時間労働者は被保険者となる。

- 公的年金制度の特徴である皆年金、社会保険強制加入の意義、賦課方式など、年金教育・広報の充実に取り組む。
- 働いて学費や生活費を作りながら勉強する学生が申請により国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例」制度については、所得の適用要件（128万円以下）を緩和する。
- GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）（注24）において、保険料拠出者である労使代表の意見の確実な反映を可能とするガバナンス体制を構築する。

用語解説

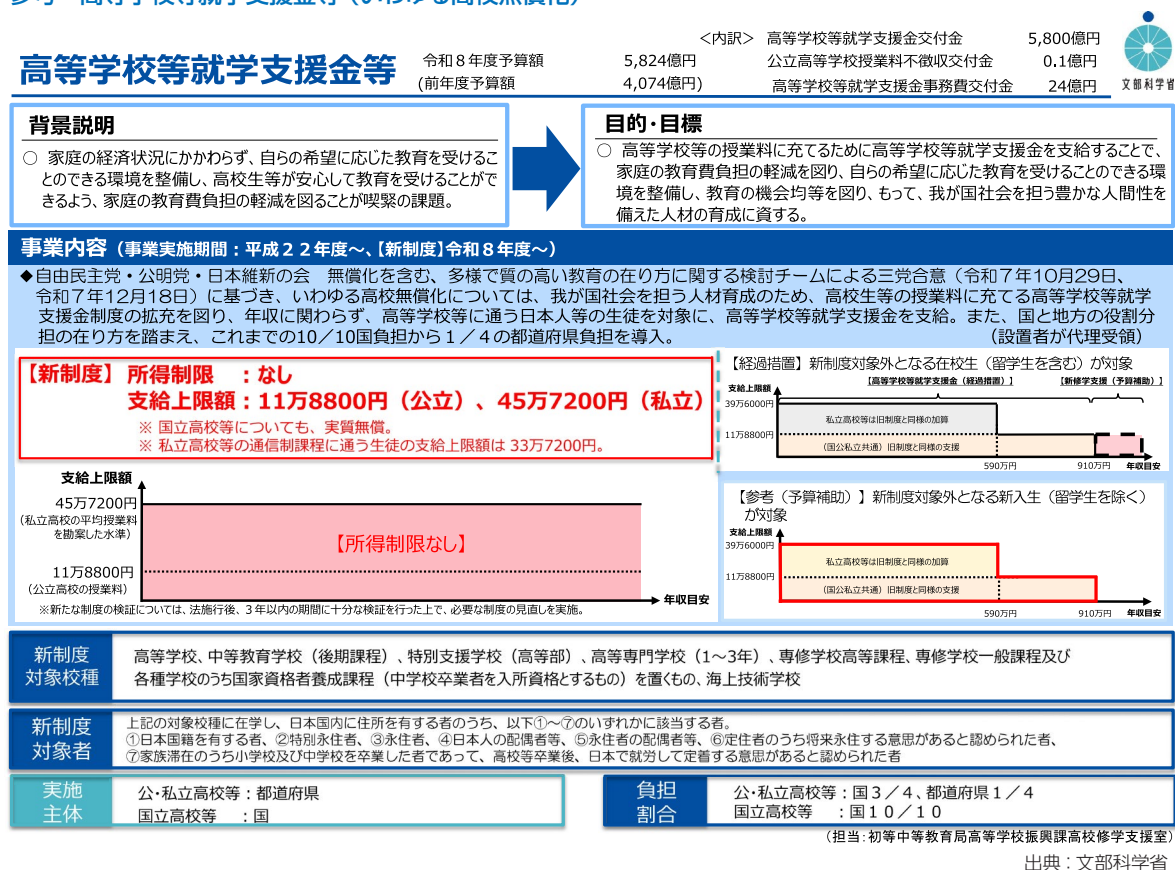
（注24）**GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）**…厚生年金と国民年金の年金積立金を管理・運用する機関。経営委員会は、委員長並びに監査委員である経営委員およびそれ以外の委員8人以内並びに理事長で組織。2024年3月1日現在、委員長含め10名。そのうち労使代表は各1名。

- GPIFの経営委員会における経営委員の定数およびその配分について、保険料拠出者である労使代表の構成割合が過半数を占めるよう、速やかに検討を開始する。

7 教育環境の確保について

- 就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行ない、社会全体で子どもたちの学びを支える。
- 幼保一体化のために、施設基準・人員配置基準の統一化、資格の統一化、研修機会の保障等の処遇の統一化等を進める。
- 義務教育での学校給食の完全実施と無償化を進める。
- 奨学金に頼らずに大学などの高等教育を受けられるよう、運営交付金や私学助成等公費負担を増額し学費を低額化する。
- 無償化に至るまでは、大学などの高等教育における奨学金制度を充実し、周知・広報を徹底する。また、無利子奨学金貸与者のみが対象となっている所得連動型の返還制度を、有利子奨学金貸与者にも拡大する。

参考 高等学校等就学支援金等（いわゆる高校無償化）



- 税のもつ意義や目的、ならびに主権者たる納税者の権利や義務についての租税教育を充実させる。
- 文部科学省が進めたGIGAスクール構想（注25）により全国の小中学校でICT機器等の導入は進んだが、病気療養や不登校などで通学して教育を受けることが困難な児童生徒の学習機会の確保を目的とした遠隔教育の実施が難しい実態があることから、ICTを活用した教育に対応できる教員の育成、教材の電子化を含む環境整備を実施する。

用語解説

(注25) **GIGAスクール構想**…1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する。教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す。

8 学校教育のカリキュラムについて

- 学校における「社会保障教育」を充実させ、社会保障や福祉の意義・制度の基本、社会連帯の重要性などの認識を深める。
- 人種、民族、宗教、肌の色、性別、年齢、疾病、障害、門地、性的指向・性自認等による人権侵害を解消し、人権意識を高めるための教育を行なう。
- ジェンダー平等教育のための基本方針を策定し、教職員や社会教育主事、保護者などに対する研修を行なう。
- 幼児期から大学などの高等教育段階までのすべての教育課程で労働の尊厳や労働組合の意義を理解し行動するための教育を行なう。
- 働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任、雇用問題などに関する知識を深め、活用できる学校教育のカリキュラム化を進める。

防災・感染症対策

日本では自然災害が全国的に頻発しています。

私たちは、職場でも生活でも安心して働き暮らせる環境整備や災害に関して迅速かつ的確な情報とその確実な伝達が必要です。また、避難体制や救助システムなどを構築しておくことも重要です。

感染症については、新型コロナウイルス感染症を経験したなか、新たな感染症の防止や発生した場合の対処に関して、法整備や社会的ルールの改正を検討していくことが重要です。

政策・制度要求に関する考え方と要求内容

- 地域住民との連携によるハザードマップ（注26-1）や防災マップ（注26-2）など作成の充実・見直し・周知を行なうよう、自治体等への支援体制を充実させる。

用語解説

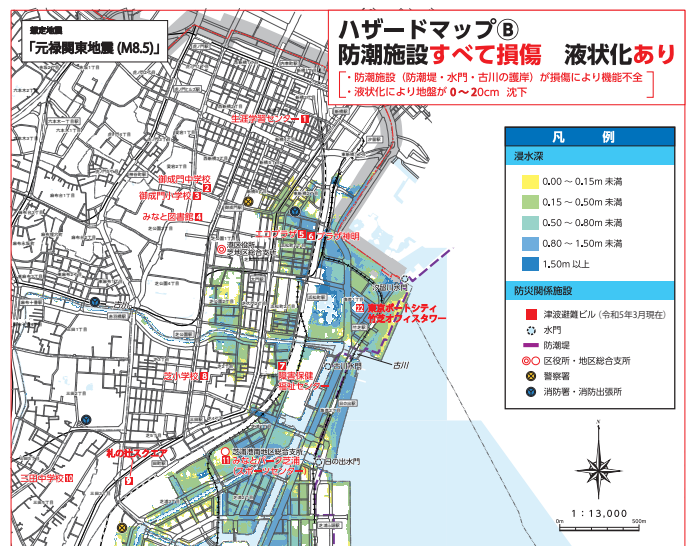
（注26-1）**ハザードマップ**…災害の被害予測図で、災害の種類別に存在。ある自然災害が発生した場合の被害を予測し、予測される災害の発生地点、被害の拡大しうる範囲や程度、避難場所や避難経路などを地図上に落とし込んだもの。

用語解説

（注26-2）**防災マップ**…避難経路と避難場所を示した地図で災害の種類を問わない。防災施設等についても記載され、災害時の避難行動をサポートする地図のこと。

- 隣接する自治体のハザードマップ、防災マップが活用できるよう、自治体間の連携を強化する。また、防災に必要とされる情報や機材についても自治体間で連携が取れるよう、法整備等を行なう。
- ライフライン（電気・ガス・上下水道・情報通信）などの基幹設備や管路の耐震化を進める。
- 災害発生時、情報が錯綜しないよう自治体、消防団・水防団、地域コミュニティ、民間企業などと連携し、特性の違う複数の手段によって被害状況を収集・集約し、防災関連機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関・医療機関等への逐次情報共有、被災者への情報提供を図る。

イメージ：災害ハザードマップ



出典：東京都港区

- 気候変動による不確実性を低減させるとともに、個別地域ごとの「高潮」「洪水」「土石流」「猛暑」「渇水」「豪雨」「突風」などの予報を迅速に周知し、被災を防ぐ取り組みを強化する。
- 被災地支援に必要な人員を迅速・的確に派遣できるよう、ボランティアを登録型にし、自治体間で調整できる制度を構築する。

- 地域の防災活動や防災対策を担う自主防災組織や消防団・水防団の女性団員加入を推進し女性の声が反映される体制を整備する。また、加入しやすい環境を整える。
- 災害等、有事の生活支援要請に対応する宿泊施設など、一定の指針は示されているが事前準備のあり方、避難が長期化する場合の対応、必要数は整っているかなど、現状の把握と課題の整理を行なう。
- 指定避難所は、被災者のプライバシーや多様性、障がいなどの特性に配慮したものとする。
- 災害の被災者に対するメンタルケアを手厚くする。
- 被災地や避難所における感染性疾患の防止、感染症の予防のために必要な対策を進める。
- 感染拡大を早期に防止するため、緊急事態宣言の根拠と対応の明確化、および事業存続・雇用維持のための各種補助金、助成金、協力金等について法的整備を含めて検討する。
- 世界的大流行を引き起こす感染症等に対して、まん延防止策として事業場や労働者が必要な検査・治療等を行なう場合、労働者に必要な日数、休暇を与えることができる制度を創設する。その休暇を有給とした場合、助成金の活用など、何らかの支援策を講ずる。
- 新型コロナウイルスをはじめとする新興・再興感染症に対して、世界的大流行（パンデミック）への備えも含め、対策を講じる。
- 安心して治療でき、受診できる医療提供体制の確保と検査体制を充実させる。
- 企業のBCP（注27）計画策定の促進に向けて助成金を制度化する。

用語解説

（注27）**BCP（事業継続計画）** …「Business Continuity Plan」を略した言葉で、企業や組織が災害やパンデミック、サイバー攻撃などの予期せぬ緊急事態に直面した際、中核となる事業を継続させるための対策を行なうこと。適切なBCPを準備している企業は、顧客や取引先との信用を獲得することで高く評価され、ステークホルダーによる企業価値の評価向上も期待できる。

卷末資料

1. 指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などを記載。
 - ・ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法(取適法)に基づき厳正に対処することを明記。
 - ・ 他方で、発注者としての行動を全て適切に行っている場合、取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法(取適法)上の問題が生じない旨を明記。

2. 発注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①: 本社(経営トップ)の関与】

- ①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

【行動②: 発注者側からの定期的な協議の実施】

- 受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては転嫁について協議が必要であることに留意が必要である。
- 協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用¹又は中小受託取引適正化法上の買いたたき²として、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定³として、それぞれ問題となるおそれがある。

【行動③: 説明・資料を求める場合は公表資料とすること】

- 労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

【行動④: サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】

- 労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

¹ 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるのは、発注者の取引上の地位が受注者に優越していることとともに、公正な競争を阻害するおそれが生じることが前提となる。

² 買いたたき又は協議に応じない一方的な代金決定として中小受託取引適正化法上問題となるのは、同法にいう委託事業者と中小受託事業者との取引に該当する場合であって、同法第2条第1項から第5項までに規定する①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託又は⑤特定運送委託に該当することが前提となる。

【行動⑤:要請があれば協議のテーブルにつくこと】

- 受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

【行動⑥:必要に応じ考え方を提案すること】

- 受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

3. 受注者として採るべき行動／求められる行動

【行動①:相談窓口の活用】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関(全国の商工会議所・商工会等)の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

【行動②:根拠とする資料】

- 発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

【行動③:値上げ要請のタイミング】

- 労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

【行動④:発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】

- 発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

4. 発注者・受注者双方が採るべき行動／求められる行動

【行動①:定期的なコミュニケーション】

- 定期的にコミュニケーションをとること。

【行動②:交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】

- 価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

5. 今後の対応

- ✓ ①内閣官房において、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、引き続き、本指針の周知活動を実施し、②公正取引委員会において、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処していくとともに、公正取引委員会ウェブサイト上の「労務費の転嫁に関する情報提供フォーム」で受け付けた労務費の転嫁の協議に応じない事業者に関する情報について、引き続き、各種調査において活用していく。

【参考】

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」

(令和5年11月29日策定(令和8年1月1日改正) 内閣官房・公正取引委員会)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、
規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、
法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金

製造委託等代金

親事業者

委託事業者

下請事業者

中小受託事業者

適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

●事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります



取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下
	従業員300人超			従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下
	従業員100人超			従業員100人以下

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと（支払手段として手形払等を用いること）
③ 減額	中小受託事業者には責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者から金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者には責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、公正取引委員会のウェブサイトを確認ください

取適法リーフレットNo.01 令和7年8月



取適法関係情報
(公取委ウェブサイト)



取適法ガイドブック

中 小 企 業 憲 章

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭っても、これを乗り越えてきた。戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。

政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって、安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

1. 基本理念

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいふべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。

しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

2. 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

- 一．経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する
資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。
- 二．起業を増やす
起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化する。
- 三．創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す
中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実する。
- 四．公正な市場環境を整える
力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。
- 五．セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する
中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面で、セーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・ 中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・ 家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・ 中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・ 地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・ 地方自治体との連携を一層強める
- ・ 政府一体となって取り組む

こととする。

3. 行動指針

政府は、以下の柱に沿って具体的な取組を進める。

一．中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実する。

二．人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三．起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四．海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組めるよう、官民が連携した取組を強める。また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五．公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六．中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七. 地域及び社会に貢献できるよう体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八. 中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

(結び)

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとりが、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

2027年度JAM政策・制度要求（案）

発行者：JAM 政策政治グループ
〒105-0014 東京都港区芝 2-20-12 友愛会館 11 階
TEL：03-5860-6150

2026.8 発行



ものづくり産業労働組合

